

平成 23・24 年度 香川県内遺跡発掘調査

讃岐国府跡発掘調査概報

2013.12

香川県教育委員会

例言

1. 本書は、香川県教育委員会が平成 23・24 年度に実施した香川県内遺跡発掘調査事業の内、讃岐国府跡発掘調査についての概要報告である。
2. 発掘調査は、香川県教育委員会が調査主体となり、香川県埋蔵文化財センターが調査担当として実施した。
3. 現地における発掘調査期間及び担当者は下記のとおりである。
平成 23 年度 平成 23 年 11 月 14 日～平成 24 年 3 月 22 日 西村尋文・森下友子・佐藤竜馬
平成 24 年度 平成 24 年 11 月 5 日～平成 25 年 3 月 15 日 信里芳紀
4. 調査を実施するにあたり、下記の機関等の協力を得た。記して謝意を表したい(順不同、敬称略)。

坂出市府中町地元自治会、同水利組合、坂出市教育委員会、石上英一(人間文化研究機構)、大久保徹也(徳島文理大学)、大橋泰夫(島根大学)、狩野 久(元岡山大学)、渋谷啓一(香川県立ミュージアム)、坂井秀弥(奈良大学)、福宜田佳男(文化庁)

5. 本書の作成は、香川県埋蔵文化財センターが実施し、執筆は西村・信里が行い、編集は信里が行った。
6. 本書で用いる座標系は世界測地系を使用する。標高は東京湾平均海水位を基準としている。
7. 本書で使用する遺構略号は以下のとおりである。
SB (建物)、SP (柱穴)、SD (溝)、SK (土坑)、SA (柵列等の区画施設)・(柱列)・(SX 落ち込み)・(不明遺構)
また SB (建物) の内、検出範囲が狭小であるため建物方位や組み合わせに今後の補足調査が必要なものについては、SA を用いる。詳細な内容は本文を参照していただきたい。

目次

第1章 調査の経過

第1節 讃岐国府跡の既往の調査と調査の経過.....	2
----------------------------	---

第2章 調査の成果

第1節 調査対象地の地形の概略.....	8
----------------------	---

第2節 平成 23 年度 29 次調査の成果.....	8
-----------------------------	---

第3節 平成 24 年度 30 次調査の成果.....	19
-----------------------------	----

第3章 29・30 次調査のまとめ	31
-------------------------	----

* 地図は国土地理院地形図を使用しました。

第1章 調査の経過

第1節 譲岐国府跡の既往の調査と調査の経過

讃岐国府跡における既往の発掘調査

讃岐国府跡における発掘調査は、昭和 51 年度の坂出市教育委員会による 1 次調査が行われて以来、平成 24 年度までの 30 次に及ぶ（表 1）。昭和 50 年代の 2 ~ 8 次調査は、香川県教育委員会（以下県教委）による国庫補助金を利用した遺跡内容の確認調査であったが、昭和 59 年度から平成 19 年度までの 9 ~ 26 次調査は、坂出市教育委員会による宅地開発等に伴う確認調査が実施してきた。これらの確認調査では、讃岐国府に關係する奈良時代から鎌倉時代にかけての遺構や遺物が各地点で確認されていたが、調査面積が限られていたことや、これらの成果を統合して検討する機会に恵まれなかったため、讃岐国府跡の全体像を把握することが困難な状態が続いた。平成 21 年度からは、香川県芸術文化振興計画に基づく讃岐国府跡探索事業が開始され、県教委では国庫補助金を活用した確認調査を実施することで、再び讃岐国府跡の実態解明に取り組み、今後の保護措置の検討材料を得ることとなつた。平成 21 年度以降、県教委では確認調査を継続して実施しており、平成 24 年度で 30 次調査を迎えた。

平成 23 年度の調査地点の決定と経過

平成 23 年度の調査地は、6 次調査で確認された築地を国府を含む国衙施設を方形区画北辺の開鏡施設として、2 次調査の 9 世紀前葉の整地層を方形区画造成に伴うものとして評価し、讃岐国跡跡碑周辺にトレンチを設定した。29-1・29-2 トレンチは、想定した国衙施設の西辺を、29-3 トレンチは同南辺の開鏡施設の検出を目指した。また、以前より国府城南部には「段丘崖」と呼ばれる明瞭な地形変化点が存在することが知られていた。讃岐国府城南限の確定にはこの段丘崖の形成年代を把握する必要があることや、国府内寺院と考えられる開法寺の東側の一帯は、過去に調査が実施されていなかったゾーンでもあり、29-4、29-5 トレンチを同ゾーンの段丘崖の上面と下面に設定し、資料を得ることにした。

調査は、平成 23 年 11 月 14 日に 29-1 トレンチより開始し、トレンチ西部で 9 ~ 10 世紀の築地に伴う側溝や築土を確認した。29-3 トレンチでは、想定した国衙施設の南辺に伴う区画施設は確認できなかつたが、7 世紀中葉から末葉とみられる真北を基準とした 3 × 7 間の大型建物が検出されたことから、調査範囲を拡張した。

段丘崖上・下面に設定した 29-4、29-5 トレンチでは、明確な段丘崖は検出することはできず、29-4 トレンチでは古瓦を多量に含む 12 世紀から 14 世紀の整地土が層厚約 1.5m にわたってみられるなど知

見が得られ、地形環境の把握に再考を促す結果となつた。平成 24 年 3 月 22 日には、各トレンチの記録作成を終え、埋め戻し等の現状復旧を行い現地作業を終了した。平成 24 年 1 月 21 日に現地説明会を開催し、雨天の中約 90 名の参加を得た。また、調査中に島根大学法文学部教授大橋泰夫氏を招聘し、築地遺構や大型掘立柱建物の調査方法やその留意点について指導を受けた。

平成 24 年度の調査地の決定と経過

平成 23 年度の調査成果により、推定地南部が大きくクローズアップされたことや、全ての既往調査で確認された遺構・遺物を点検した結果、国府城南部に瓦葺建物群の存在が想定されたため、平成 23 年度の 29 次調査地点を中心とした推定地南部を調査対象地に決定した（香川県埋文セ 2013）。調査トレンチは、29 次調査で確認した正方位指向の大型建物の南北の微高地上に設定し、大型建物に伴う圍郭施設や 29-1 トレンチで確認された築地に対応する国衙施設南辺の围郭施設の検出を目指した。調査は平成 24 年 11 月に 30-1 トレンチより開始した。30-1 トレンチでは 8 世紀後半と 9 ~ 10 世紀の二時期に亘る掘立柱跡と、その内部に掘立柱・礎石建物を確認した。30-2 トレンチでは、29-3 トレンチの大型建物に伴う区画施設は確認できず、12 ~ 15 世紀の柱穴群と大溝と微高地北側斜面となる落ち込みを確認するに止まった。平成 25 年 1 月には、30-1 トレンチの成果を受け南側への建物群の広がりを確認する目的で 30-3 トレンチを設定し、調査を進めた 30-3 トレンチでは、建物規模を明らかにすることは出来なかつたが、一辺が 1m を超える掘り方をもつ方形の柱穴列を多く確認するなど、30-1 トレンチの掘立柱跡に同時併存する大型建物が複数存在することが明らかになるなど大きな成果を得ることができた。

調査は順調に進み、平成 25 年 3 月 15 日には全ての記録作成及び埋め戻し等の原状復旧を終了し、現地を撤収した。

調査途中の平成 25 年 2 月 9、10 日には、現地説明会を開催し調査成果を公開し、両日で約 1000 人の参加を得た。また、多数の官衙遺構が検出されたため、調査の進捗に合わせて徳島文理大学文学部教授大久保徹也氏、島根大学法文学部教授大橋泰夫氏、奈良大学文学部教授坂井秀弥氏を招聘し、各遺構の調査方法や歴史的評価について、指導・助言を受けた。

調査方法と遺構保護の方法

調査前の土地利用形態は、全て水田である。基本的に古代の整地面上で遺構を検出しているが、保存目的の調査であることから、最下層の検出面となる黄灰色シルト上面までの整地土の掘り下げは上層遺構が希薄な最小限の範囲に止めた。古代に属する遺構の掘り下げは半裁を基本とし、全掘は行ってない。埋め戻しは、

遺構検出面上に養生を目的とした厚さ約10cmの砂を敷設した後、花崗土を主体として行い、水田耕作土を敷き均し、原状回復の措置を採った。(信里)

次数	年度	機関	面積	主なる遺構	主なる遺物	文献
1	昭和 51	坂出市教委	平安時代層・鎌倉時代溝	須恵器、黒色土器、土師質土器	-	
	昭和 52	香川県教委	427	平安時代整地層・鎌倉時代層・ 鎌倉時代土坑	須恵器、黒色土器、土師質土器、綠釉陶器、古瓦	1
3	昭和 53	香川県教委	108	平安時代大溝・方形柱穴	須恵器、土師質土器	1・2
4	昭和 53	香川県教委	193	奈良～平安時代建物・鎌倉～室町時代建物、溝・井戸	須恵器、土師質土器、讃岐国府式軒丸瓦、古瓦	1・2
5	昭和 53	香川県教委	56	道路遺構(丘陵斜カット面)柱穴	須恵器、土師質土器、綠釉陶器、古瓦	2
6	昭和 54	香川県教委	493	飛鳥時代正方廣塚・奈良時代柱 柱建物・平安時代井戸	須恵器、土師質土器、綠釉陶器、古軒丸瓦、古瓦	1・3
7	昭和 55	香川県教委	396	奈良時代溝・平安時代築堤、平安 時代末井戸	須恵器、土師質土器、綠釉陶器、越州系青磁、古瓦	1・4
8	昭和 56	香川県教委	462	奈良～平安時代溝・鎌倉～室町 時代溝・柱穴	須恵器(懸垂)、土師質土器、綠釉陶器多數、 土室塗	1・6
9	昭和 59	坂出市教委	120	平安時代大溝・横列(掘立柱跡)	須恵器、綠釉陶器、古瓦	7
10	昭和 63	坂出市教委	45	平安時代溝・井戸・鎌倉時代柱 穴柱	須恵器、土師質土器、瓦器、古瓦	8
11	昭和 63	坂出市教委	25	奈良～平安時代道路網溝	土師質土器	8
12	平成 2	坂出市教委	36	谷地形、古代墳古窯	古瓦・瓦數	9
13	平成 3	坂出市教委	26	平安時代末～鎌倉時代柱穴	土師質土器片	10・27
14	平成 3	坂出市教委	4	-	須恵器、土師質土器	10・27
15	平成 3	坂出市教委	180	平安時代溝・鎌倉時代柱穴群	須恵器、土師質土器、青磁碗	10・27
16	平成 4	坂出市教委	184	飛鳥時代建物・奈良時代建物、 平安末～鎌倉時代柱穴群・井戸	須恵器、土師質土器、国府式軒丸瓦、古瓦	11・28
17	平成 6	坂出市教委	17	-	-	12・29
18	平成 6	坂出市教委	6	飛鳥時代溝・奈良時代方形柱穴	須恵器、國內系土師器	12・29
19	平成 6	坂出市教委	7	-	-	12・29
20	平成 6	坂出市教委	7	平安時代大溝・柱穴	須恵器、土師質土器	12・29
21	平成 7	坂出市教委	39	奈良時代溝・平安時代・落ち込み、 鎌倉時代柱穴	須恵器、土師質土器	13・30
22	平成 11	坂出市教委	27.5	平安時代柱穴群・鎌倉時代土坑 墓	土師質土器、青磁碗	14・31
23	平成 13	坂出市教委	16	平安末～鎌倉時代柱穴群・集石 遺構	須恵器、土師質土器、古瓦	15・32
24	平成 15	坂出市教委	2	遺物混合層	須恵器、黑色土器	16・34
25	平成 16	坂出市教委	10	-	-	17・35
26	平成 19	坂出市教委	43	鎌倉時代混合層	須恵器、土師質土器、古瓦	18・36
27	平成 21	香川県教委	45	平安時代末柱穴・鎌倉時代建物	須恵器、土師質土器、青磁碗、白磁碗	19・23
28	平成 22	香川県教委	38	奈良時代大溝・道路遺構・平安 時代石柱・大溝	須恵器、土師器、綠釉陶器、古瓦	20・22・24
29	平成 23	香川県教委	253	飛鳥時代大型建物・奈良時代溝、 平安時代築堤	須恵器、土師質土器、綠釉陶器、讃岐国府式瓦、 古瓦、石燈	21・25 本書
30	平成 24	香川県教委	256	奈良～平安時代方柱窓・建物、 鎌倉時代柱穴・溝	須恵器、土師器、灰釉、綠釉陶器、古瓦、墨	26 本書

表1 講岐国府における発掘調査一覧

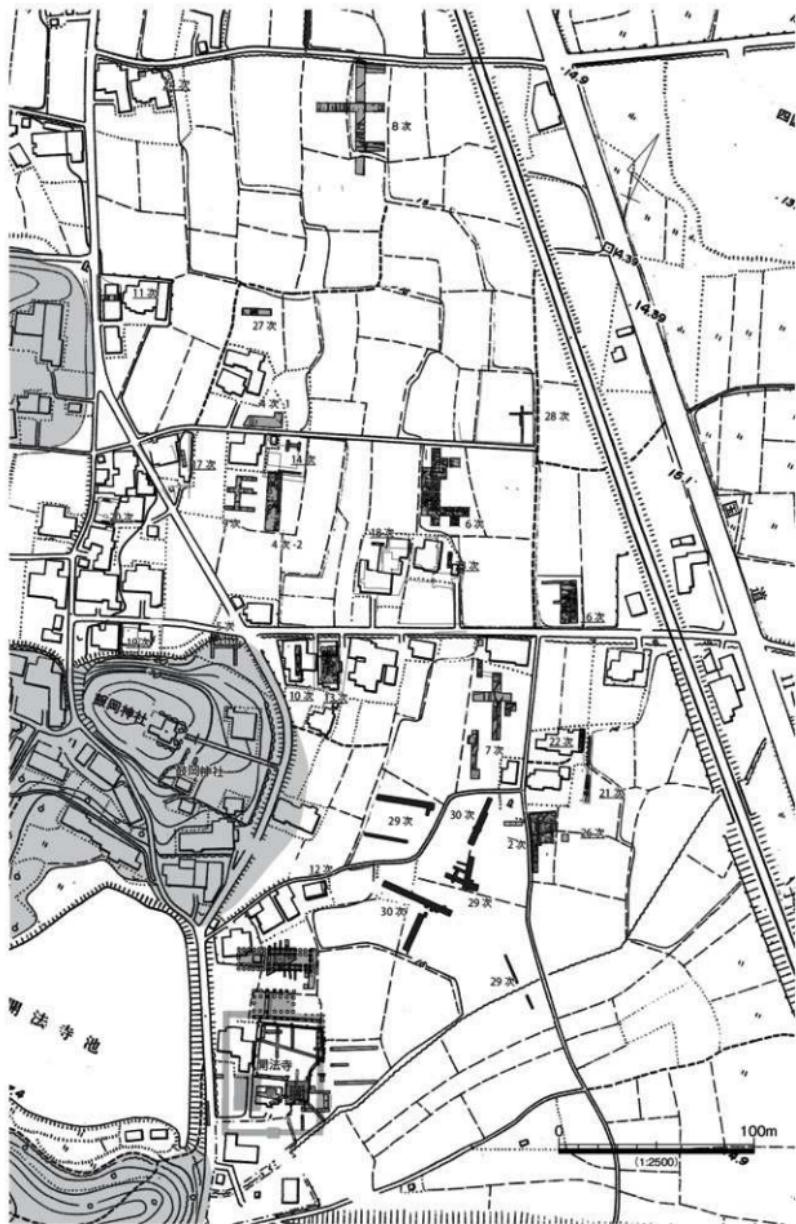


図1 既往の調査地位置図



図2 29・30次調査平面

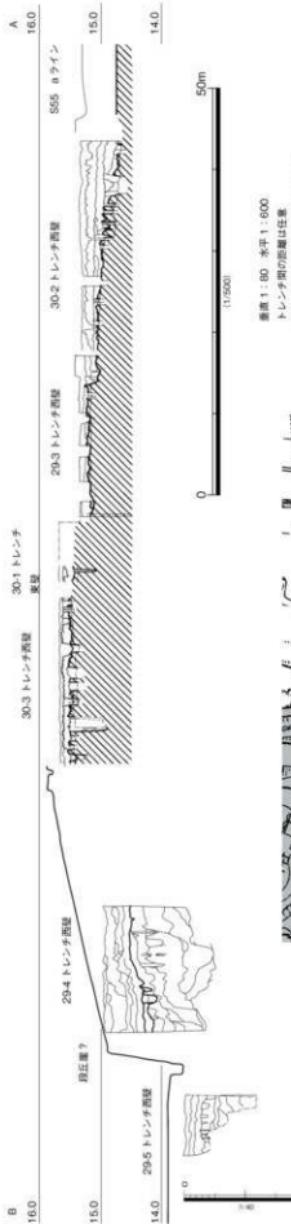


図3 微高地の土層概念図

第2章 調査の成果

第1節 調査対象地の地形の概略

29・30次調査は、綾川左岸の開法寺跡の東側から讃岐国庁跡碑にかけて展開する微高地が主な調査対象地となる。微高地上では、整地土が存在するトレーニングを除き弥生時代以降の遺構は黄褐色シルトを基盤として形成されている。この黄褐色シルトを鍵層として微高地上面の起伏を把握することができる。図3は30-2トレーニングから30-3トレーニングの南北ラインを結んだ土層概念図を作成した。斜線で表現している部分が、弥生時代以降の基盤層となる黄褐色シルトである。北から30-2トレーニングは微高地斜面部、29-3トレーニングは上面が削平されているものの、29-3トレーニングから30-3トレーニングが微高地頂部に相当すると考えられる。また、30-3トレーニングが最も高所となることが予測でき、この点は第3節で後述する建物群と方形区画の占地の理解と深く関係してこよう。

30-3トレーニング以南では良好な位置にトレーニングを設定できていないが、現地表面は南へ向かって傾斜していく段丘崖に至る。図3には作図ラインから東へずれるが、参考として29-4、29-5トレーニングを投影している。両トレーニングにおいては、現状の段丘崖に相当する堆積状況は確認されておらず、12世紀から14世紀にかけての厚い整地層が存在している（第2節参照）。付近で同様の整地層は、讃岐国庁跡碑東側の2・26次調査においても確認されており、現状での古代末葉の段丘崖の形成は不明とせざるを得ない。

北部における微高地の東西幅の推定については、29-1・2トレーニング、30-1トレーニング西部で黄褐色シルトがやや深い位置で検出されるなどの状況からみて、これらトレーニングの位置が相対的に低地と考えられることや、2次調査における9世紀前葉の土器群を伴う落ち込みが確認されていることが参考になる。これらの状況から微高地北斜面となる30-2トレーニングへ向かって幅を減じながら舌状に延びる微高地が復元できる。



写真1 調査対象の微高地の遠景 南東から

微高地南部においては、前述した段丘崖の存否や29-4・29-5トレーニングの堆積状況の理解が関係するものの、現況から開法寺僧坊跡東側から30-3トレーニング東側までの約100mの幅をもつことが想定できる。

以上、微高地南部の斜面や東西幅の推定に課題を残すものの、南西に位置する開法寺塔跡から北東方向の讃岐国庁跡碑へ向かって延びる長さ約200m、最大幅約100mの微高地が29・30次調査の主要な調査地点となる。（信里）



写真2 29-1トレーニング全景 東から

第2節 平成23年度29次調査の成果

1. 29-1・2トレーニングの調査成果の概要

29-1トレーニングは、讃岐国庁跡碑の西約40mに設定した調査区で、坂出市府中町字本村上所5090に所在する水田に設定した、東西方向で幅3m、延長30m、調査面積は95m²を測る調査区である。また、29-2区は、29-1区から20m程南、29-1トレーニングと同じ水田で、29-1トレーニングと同方向に設定し幅1.5m、延長22m、調査面積は33m²を測る調査区である。

両調査区からは奈良時代の溝状遺構や、平安時代頃の区画溝、柵列、柱穴、鍛冶炉の可能性をもつ土坑、溝状遺構、構造物の地業と考えられる整地層、古瓦を多量に含む中世の包含層などを検出した。

奈良時代の遺構としては、29-2トレーニングの東半部で確認した溝状遺構であるSD31があげられる。東岸には長い板材を護岸材として用いていた。調査区の幅が狭いので大まかな向きしか分からぬが、概ね南西方から北東方向へ延びる水路と考えられる。断面上位は外上方に開き、下位はU字状を呈する。埋土は数層に分かれ、最上層に埋め戻し土である褐灰色粘質土が構肩を越えて広がり、それ以下は黒色系の粘土が主体を占める。幅約2.0m、深さ約1.0mを測り、その方向や検出状況から、調査地の南西に位置する開法寺池から延びる谷筋の水を落とすための排水路の可能性が考えられる。出土遺物としては、上層から8世紀中葉の須恵器鉢片が出土しているが、遺物は少量に止まるが、周辺遺構の状況から8世紀代を通して機能し

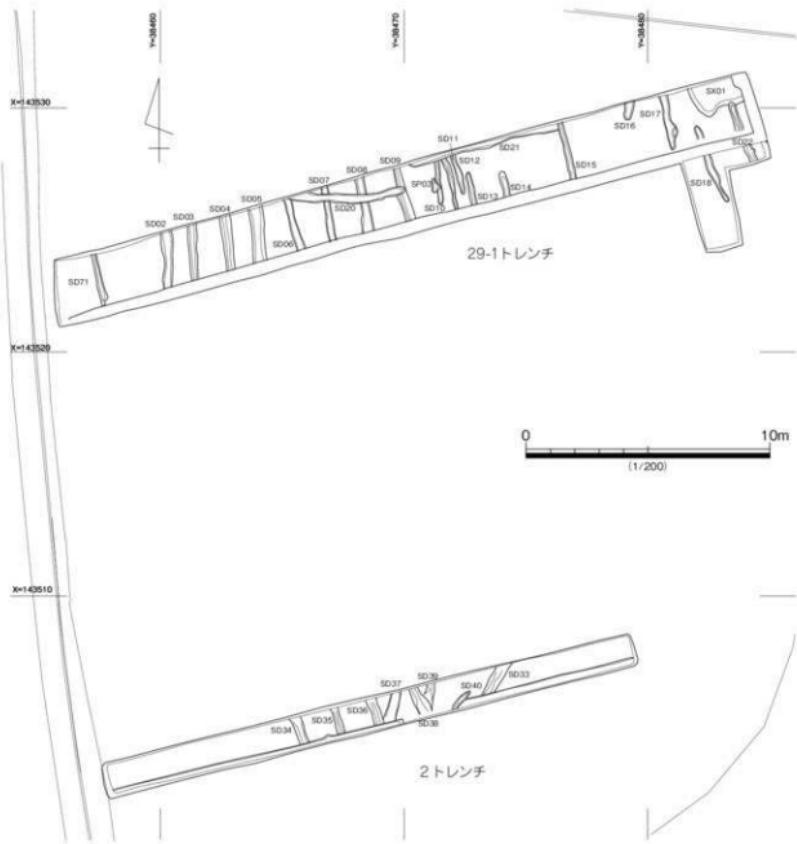


図4 29-1・2トレンチ上層遺構平面



写真3 29-1トレンチSD01・24全景 南から
ていたと考えられる。

平安時代の遺構としては29-1・2トレンチの西端部で、南北に延びるSD01・24を検出した。SD01は29-1・2区の西半部で確認した、南北に延びる直線



写真4 29-1トレンチSD24瓦敷検出状況 北から
状の溝状遺構である。断面は浅いU字状を呈し、埋土
は褐色灰色の粘質土である。幅約1.7m、最深部の深
さ0.25m、主軸方位はN-9°-Wを測る。この溝
の検出面周辺からは古代の瓦が多量に出土しており、

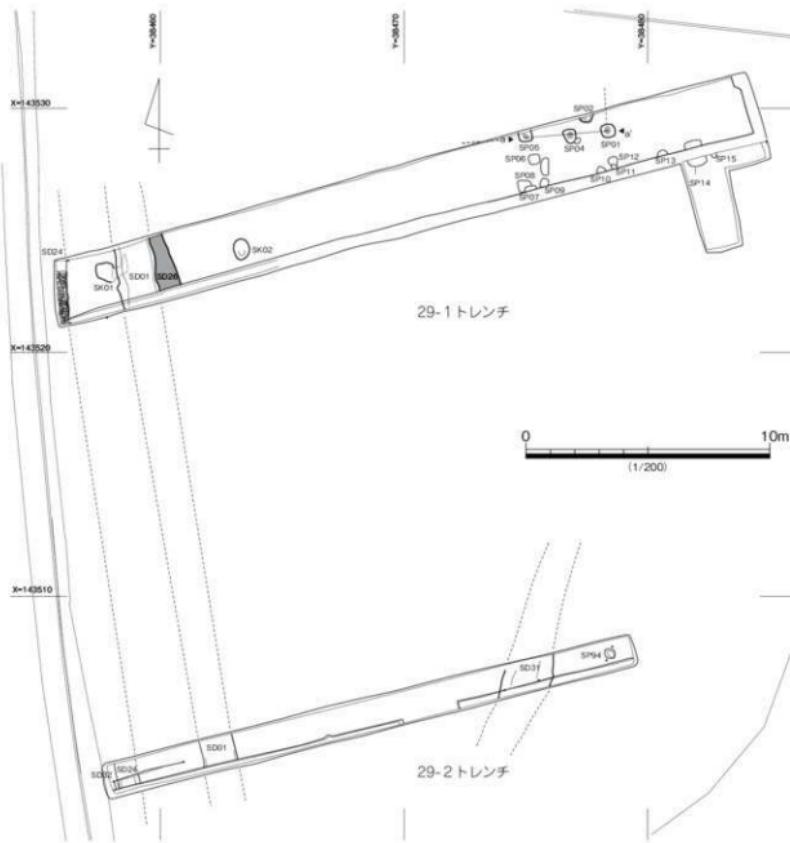


図5 29-1・2 トレンチ下層遺構平面

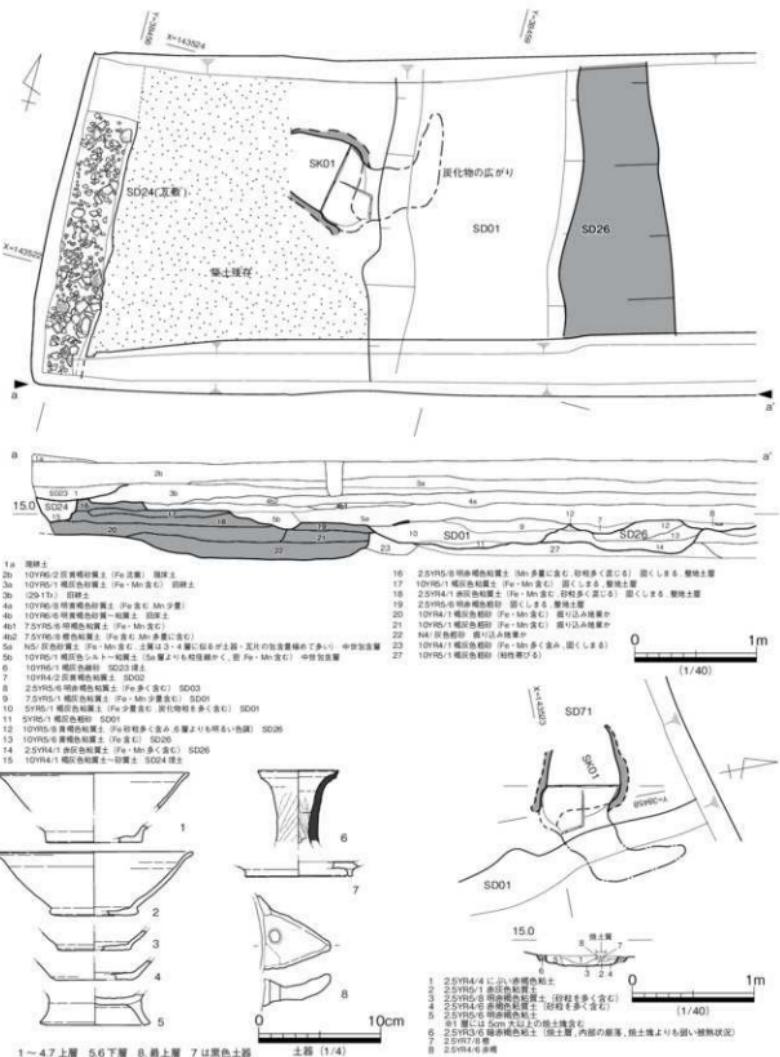
埋土中にも一定量含んでいる。出土遺物としては最下層から10世紀前半、上層から12世紀頃の土器が出土しているため、10世紀前半頃掘削され、12世紀頃には埋没した溝と考えられる。これらの遺構・遺物からSD01は国府の時期とも符合するため、国府内の一施設を画した区構造と考えられる。なお、この溝跡の西岸には版築状に硬く締まった構造物の地業と考えられる整地層の東半部を、またその上面にはSD24を確認しており、これらの遺構はセット関係とみられる。

SD24は29-1・2トレンチの西端部、整地層の上面で確認した、南北に延びる直線状の溝状遺構である。西岸部が調査区より外れるため、東岸部のみを検出した。断面は浅いU字状を呈し、埋土は褐色系粘質土～砂質土である。幅約0.45m以上、最深部の深さ0.2m、主軸方位は29-1区では真北方位を向くが、29

-2区では9°程西へ向く。なお、29-1区部分では、下層から多量の瓦片を検出した。

先述した整地層はSD01の西岸に位置し、版築状に固く締まったマンガンを多量に含む褐色系粘質土からなる。幅2.5m以上、高さ約0.2mを測る。検出状況から構造物の地業と考えられ、先に報告したSD01・24と関連した遺構の可能性が高い。

SA01は29-1トレンチ東半部の北壁際で確認した残りの悪い柵列である。柵列は3基の柱穴からなる2間の構造で、柱間は1.6～1.8mを測る。主軸方位は座標北から85°東偏するもので、真北を基準としている。平面形状は不整形な円形を呈し、断面は不整形で浅いU字状を呈する。径約0.3m、深さ0.1～0.15mを測る。3基の柱穴には径約0.2mの柱底を確認した。出土遺物が乏しく時期判断には問題を残すが、埋



土の状況や方位から古代の遺構とする。なお、この場所は掘立柱建物の南辺の側柱列の可能性が高い。

遺構面の上位には厚さ約 0.2 m を測る中世の遺物包含層が、29-1・2 トレンチの遺構面上の全城に堆積していた。同層からは、多量の奈良時代～平安時代の瓦、甃、石帶（巡方、図 8-19）、儀礼用の白色土器片

（図 8-18）などが出土した。この包含層は 14 世紀以降の開墾により形成された土層と考えられ、この土地開発により周辺に存在していたと推定される、古代の構造物の大部分は削平を受けたものと考えられる。出土した軒丸瓦（図 8-10～13）は、讃岐国分寺式の系譜を引く資料で、8 世紀末～9 世紀前半に作られたも

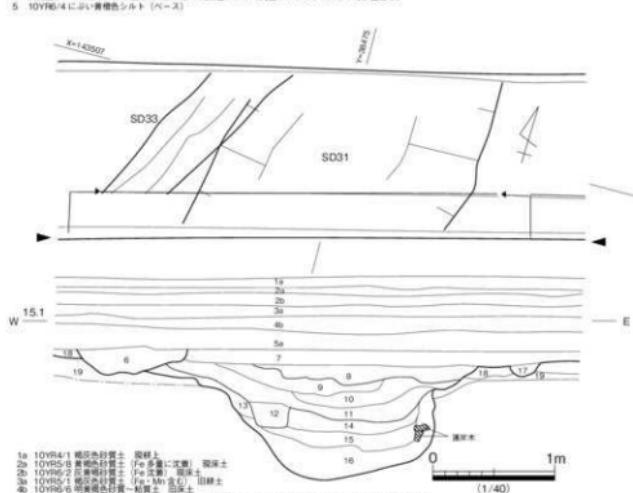
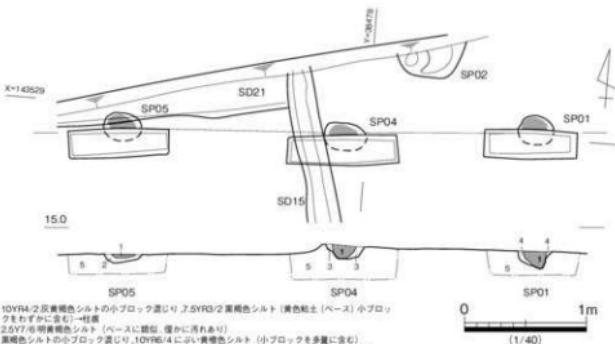


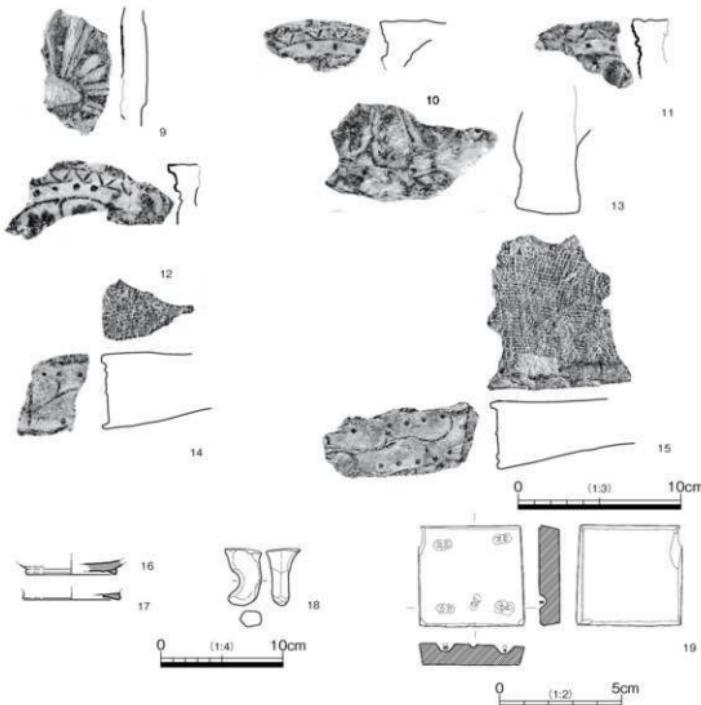
図7 29-1 トレンチ SA 01 平・断面 29-2 トレンチ SD 31 平・断面



写真5
29-2 トレ
チ SD31 全
景北東から



写真6 29-2 トレンチ全景 東から



9.29-1T6 層 10.13.15.16.17.18.1929-1T4 層 11.12.29-1T4 層 10～13 K.F.101(讃岐国府式軒丸瓦) 14.15.K.F.201(讃岐国府式軒平瓦)
16.17 緑釉陶器 18.白色土器 19.石帯(安山岩製)

図 8 29-1・2 トレンチ包含層出土遺物



写真7 29-1 トレンチ5層内瓦出土状況
のとされる。また、軒平瓦は県内での類例が乏しく、今後の検討課題になる。(西村)

2. 29-3 トレンチの調査成果の概要

29-3 トレンチは、讃岐国府跡碑から南へ30mに設定した調査区で、坂出市府中町字木本村上所5088-1・5089-1の水田に設置した、面積102m²を測る調査区である。この調査区は、当初幅約3mの調査区を

南北方向に設置した結果、複数の隅丸方形の柱穴を数基確認した。柱穴はその掘方の主軸方位から、真北方位を示す柱穴と、条里地割の向きに合わせた柱穴を確認した。中でも真北方位の柱穴は明瞭に柱列を掘ることから、調査区をその向きに合わせ拡張した。また、条里地割方向の柱穴が集中する区域についても部分的に拡張し、全様を掘るように拡張した。

29-3 トレンチでは隅丸方形や円形の柱穴約40基と、古代～中世の溝状遺構を数段検出した。隅丸方形の柱穴は1辺0.4～1.0mを測り約30基検出した。その隅丸方形の柱穴を主軸方位で分ければ①正方位を示す柱穴、②周辺地域に施行されている条里地割(北から24° 西方位)の方位に合致した柱穴に分られる。正方位の柱穴からは掘立柱建物SB01を復元した。条里地割方位の柱穴の建物については、小範囲の調査区のため建物復元には至っていないが、その状況から推定して、周辺に建物跡が所在する可能性が高い。

SB01は29-3 トレンチの南半部で確認した東西棟の掘立柱建物である。建物の北東辺部を除き、全体の

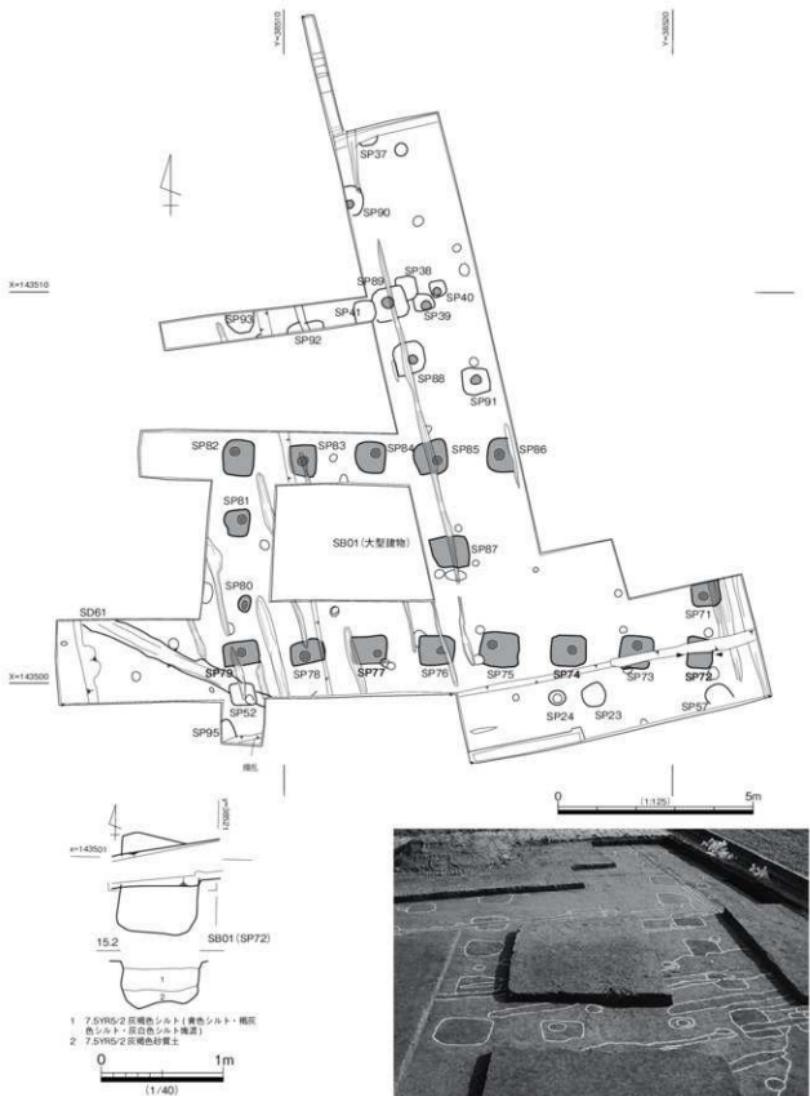


図9 29-3 トレンチ平面

3／4を確認した。梁間3間(5.0 m)×桁行7間(12.0 m)、面積60.0 m²の建物が復元される。主軸は正方位を向く。柱穴掘方は隅丸方形ないし隅丸長方形を呈し、1辺は0.4～1.0 mを測る。確認した16柱穴中15基で、径約0.3 mの柱痕を確認した。16基の柱穴中、1柱

写真8 29-3 トレンチSB01全景 西から

穴(SP72)を半裁した。SP72は南側柱列の東端の隅柱にあたる。平面は隅丸方形状を呈し、断面はU字状を呈する。径0.65～0.85 m、深さ約0.3 mを測る。出土遺物としては、微量の土師器、須恵器、製塙土器の細片が出土したのみで、詳細な時期決定には問題を

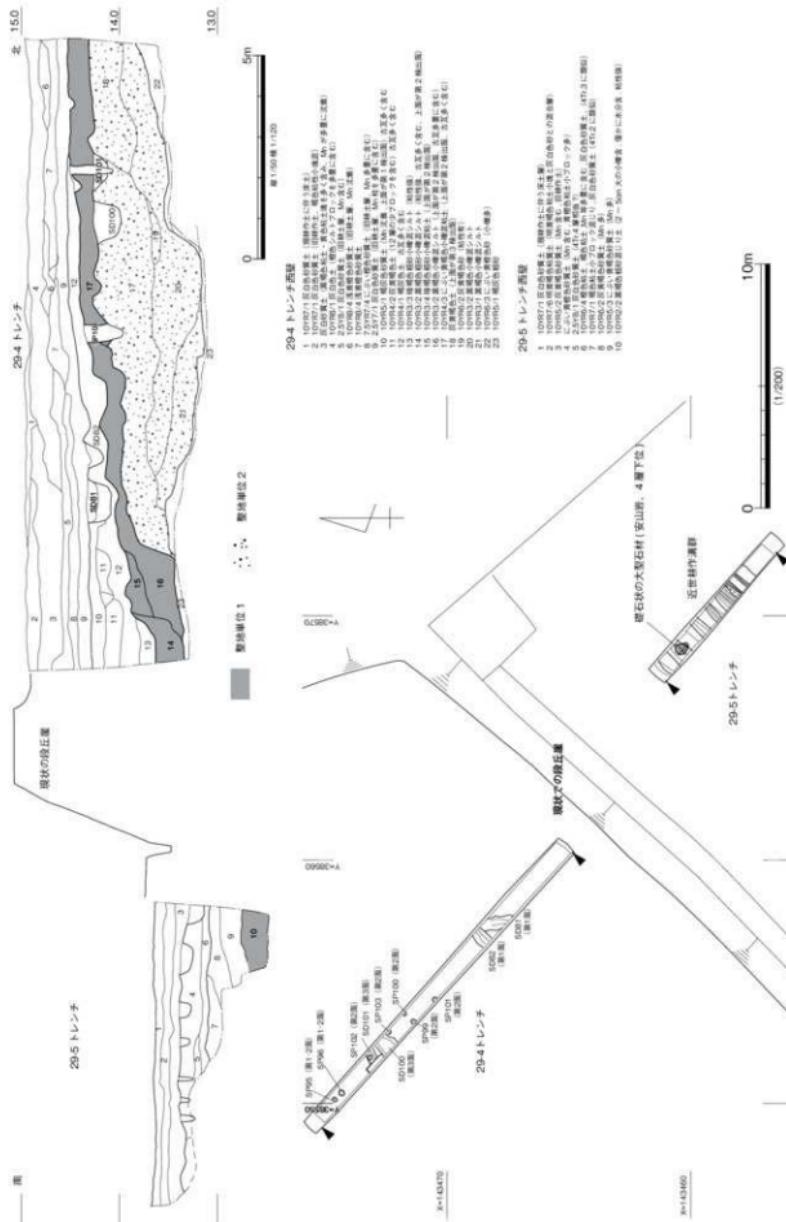


図 10 29-4・5 トレンチ平・断面

残しているが、この建物は県内でも有数の規模の古代の建物で、一般の住居と捉えるより公的な施設の一建物と考えられる。

SD61は29-3トレンチの南西端部で確認した直線状に延びる溝状遺構である。溝の東端部では正方位の柱穴SP52に切り込まれている。断面はU字状を呈し、埋土は上下2層に分かれ、上層はベースの小ブロック混じりの黒褐色シルト、下層はベースの小ブロック混じりの褐灰色系シルトである。主軸方位はN=25°-E、検出長5.5m、幅約0.4m、深さ約0.25mを測る。出土遺物としては、微量の土師器片が出土した。(西村)

3. 29-4・5トレンチの調査成果の概要

29-4・5トレンチは、国府域の南・東・北辺に所在している段丘崖のうち、南辺部の状況を掴むことを目的とした調査区で、段丘崖を境にその上面に設定したのが、29-4トレンチ、下面に設定したのが29-5トレンチにある。

29-4トレンチは、讃岐国跡碑の南東約80m地点の坂出市府中町字本村上所5094の水田に設定した、北西方向で幅1m、延長16m、面積16m²を測る調査区である。29-5区は、讃岐国跡碑の南東約90m地点の、坂出市府中町字本村上所5019-2の水田に設定した、北西方向で幅1.0m、延長7.0m、面積7.0m²を測る調査区である。29-4区の地表面は15.0m、29-5区の地表面は14.0mを測り、両調査区間では約1.0mの比高差がある。

この両トレンチでは複数の遺構面を確認し、柱穴、溝状遺構及び包含層中からは多量の古代の遺物が出土した。

29-4・5トレンチでは、近世～現代までの耕作土を除いた遺構面下には中世の整地層が数層に分かれ堆積している状況を確認した。29-4区では、地表下約2.0m掘り下げたが地山には至らず、最下層で河川堆積層の可能性が高い砂層を検出した。また、その堆積層中には三面の中世の遺構面を確認し、遺構面上に

は数基の柱穴及び溝状遺構などを確認した。堆積層中からの出土遺物としては、奈良～平安時代頃の多量の古瓦と併に少量ではあるが、上位層から14世紀、中位層から12世紀ごろの土器が出土した。

検出状況から29-4・5トレンチ周辺で確認される段丘状の地形は、12世紀以降の耕地拡大を意図して、数次に及ぶ造成により形成された段丘状の地形と考えられ、出土した古瓦は造成の時に周辺城を削平し、その際に混入した遺物であろう。

29-4・5トレンチの調査成果から、これまで主に歴史地理学の視点から「完新世段丘崖」として古代末葉として推定されてきた地形形成(高橋1992、木下2011)について、少なくとも讃岐国府周辺については再考を促す結果が得られた。29-4・5トレンチ周辺は元来地形が低く、現況で開法寺から東へ延び段丘崖を伴う微高地は、讃岐国府の中心的時期となる奈良・平安期にはより範囲が限定されることが予想される。本章第3節で紹介する平成24年度30次調査で確認された方形区画及び建物群の広がりの推定についても、両トレンチの調査所見は重要となる。(西村・信里)



写真10 29-5トレンチの整地層内の礎石状の大石



写真9 段丘崖の現状 東から(右に29-4トレンチ)



写真11 29-4トレンチの整地土の累積状況

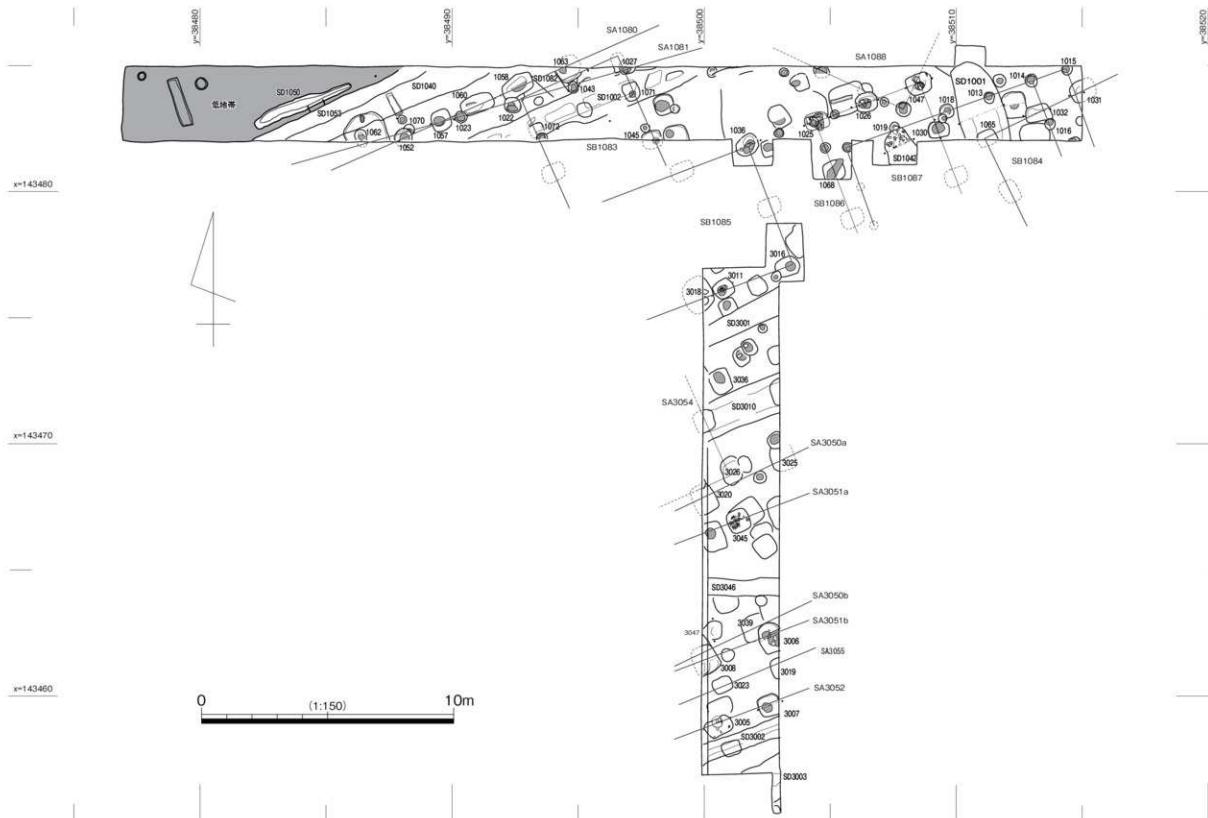


図 11 30-1・2 トレンチ平・断面

高橋学 1992 「高松平野の地形環境－弘福寺領山田郡田園比定地付近の地形環境を中心に－」『讃岐国弘福寺領の調査 弘福寺領讃岐国山田郡田園調査報告書』高松市教育委員会
木下晴一 2011 「第2章地形調査の成果」『讃岐国府跡探索事業平成21・22年度 地形地名調査報告』香川県埋蔵文化財センター

第3節 平成24年度30次調査の成果

1. 30-1・3トレーニングの調査成果

30-1トレーニングは、29次調査の29-3トレーニングの成果をうけ、大型建物南部での区画施設や建物群の検出を意図して国土省標を基準に東西方向に設定したトレーニングである。調査の結果、区画施設を示す掘立柱構SA1080やその内側に相当する箇所で建物群が検出されたため、更に南側に南北方向の30-3トレーニングを設定し、建物群の広がりを確認することとした。後述するように、両トレーニングでは整地土が残存するとともに遺構が密集して検出された。遺構保存の観点から、微高地上面では主として3層下位の整地土上面までの遺構検出と半裁に止め、トレーニングの側溝を利用して地形環境推定の為の下層の資料を得ることとし、最終の検出面となる5層上面の調査は部分的にしか行っていない。また、30-1トレーニングの低地帯にみられた整地土(2層)の掘り下げも側溝部分を中心とした調査に止まった。遺物の取り上げは、トレーニング毎に2mメッシュのグリッドを設定し層位を付与して取り上げた。以下、層序と主要遺構を中心に説明を加える。

基本層序

本章第1節のとおり、30-1・30-3トレーニングは



写真12 30-1トレーニング全景 東から（後方は城山）

微高地頂部、30-2トレーニングは微高地北側斜面に相当する。ここでは、微高地上面の基本層序について30-1トレーニング北壁を使用して説明を加える。図12は東西方向で取得した断面である。地形面はトレーニングのほぼ中央となるSD1002を境にして東西で大きく異なる。微高地の基盤となる黄褐色シルト(5層)は、トレーニング東端から中央にかけて緩やかに下り、中央の掘立柱構SA1080に伴うSD1002付近を境にしてやや急傾斜をもって西側へ下降する。最下層までの確認が取れなかったが、トレーニング西部は低地帯の様相を呈している。以上の5層の状況から、トレーニング東半部が微高地、西半部が低地帯という理解ができる、後述する掘立柱構SA1080、SA1081はその変化点に構築されている。5層上面の状況は、トレーニング東部では土壤化に伴う転移層はみられず、明確な不整合面を伴い3層下位・上位の整地層がみられる。トレーニング西部では踏み込み等に伴う擾乱や暗色化した土壤化層が確認できるため、トレーニング東部では整地土3層の敷設に伴って一定程度の削平を受けていると考えられる。

トレーニング東部の5層上面には、3層とした整地層が存在する。整地層3層は、層相や遺構掘り込み面との関係から上下2層に細分できる。3層上位は、トレーニング中央から西部の全城にかけてみられる整地土であり、トレーニング中央を越えてSD1040上位まで堆積する。細かな焼土塊が多く含む黒褐色シルトのブロックを中心としており、9~10世紀の遺物を包含する。また、局所的に細分が可能であり、微高地の建物形成に伴って敷設が繰り返された可能性が高い。SA1081・SB1085等の9世紀中葉以降の建物は本整地層上面から穿たれており、埋め戻し土及び抜き取り穴の埋土には、3層上位と類似した状況で細かな焼土塊を含む。本層上面に帰属する遺構の識別に重要な要素となっている。

3層下位は、黄褐色シルトの小ブロックをやや多く含む褐灰色シルトからなる。3層上位とは分布範囲が異なり、トレーニング中央のSD1002を越えて西側には広がらない。図12-2.3は3層下位から出土した遺物であり、7世紀末から8世紀初頭の形成年代が想定さ



写真13 30-1トレーニング北壁土層 (SD1002部分)

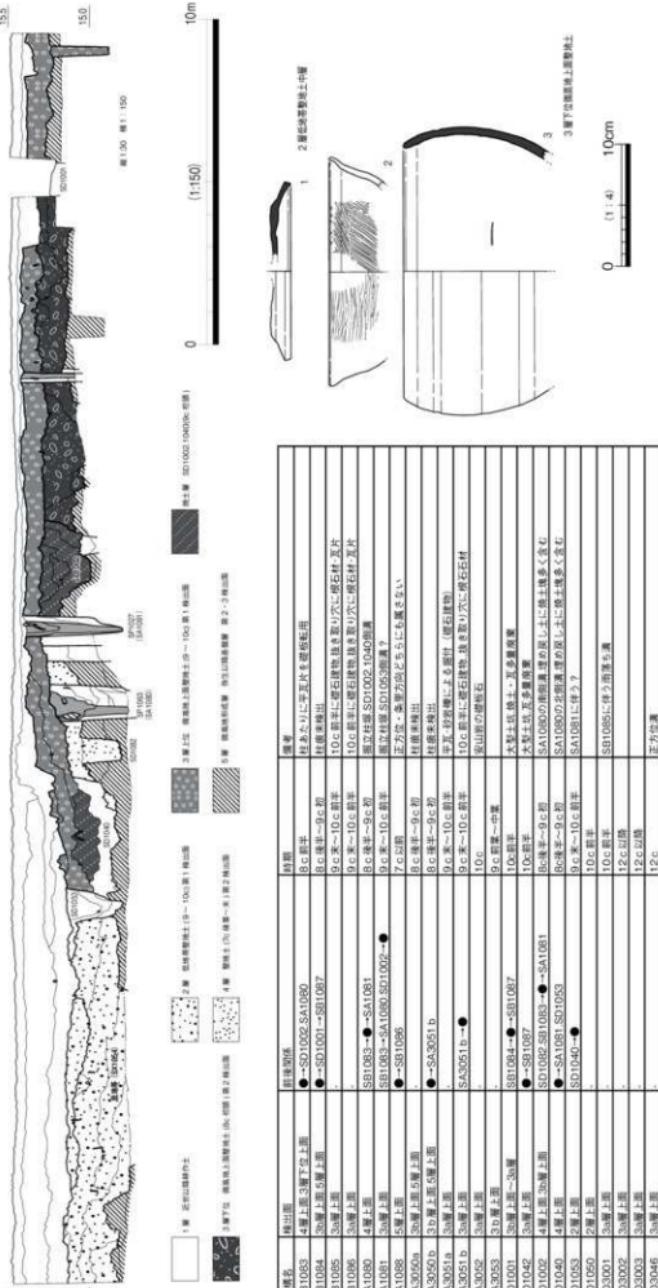


図13-30-1 トトヒ丘北壁断面・3層下位出土遺物

- 20 -

れる。掘立柱構 SA1088 に伴う SD1002 は本層上面から掘り込まれている。3 層上位と同様に微高地の建物群形成に伴う整地土と考えられる。

トレンチ中央の微高地と低地帯の変化点となる斜面部には、4 層とする整地土がみられる。微量の焼土粒と炭化物を含む暗灰黄色シルトから成り、7 世紀後半の須恵器を包含する。現状での堆積範囲は限定的であるが、トレンチ東部の微高地上面では 3 層下位の敷設に伴い削平されたと考えられる。

トレンチ西部の低地帯には、2 層とする黄灰色シルトが層厚約 0.5m にわたってみられる。2 層の中には、土器・瓦片等の遺物や炭化物、砂岩小礫等を多く認め、暗灰色シルトからなる振継状のブロックを多く含む。敷層に細分されるが境界は明瞭ではない。上位から 9 世紀前半とみられる須恵器蓋（図 12-1）が出土しており、堆積年代の一端が窺える。自然堆積層ではないことや下位の 5 層の状況からみて、低地帯を標準化させるための整地土と考えられる。10 世紀前半の廃郷が想定される SD1050・1053 は本層上面から掘り込まれているが、時期的に先行し 9 世紀前葉の埋没が想定される掘立柱構 SA1080 に伴う SD1040 西側肩部は SD1053 によって埋されているため、本整地土との前後関係は明らかではない。ただ、SD1040 上面を埋う 3 層上位の堆積状況からみて、SD1040 挖開段階の 8 世紀後半には、2 層が敷設されず低地帯として残されていた可能性が高く、9 世紀前葉から後半にかけて段階的に敷設された可能性を指摘しておきたい。

確認された主要遺構と、帰属する整地土（面）との関係は、図 12 の表のとおりである。

7 世紀中葉から末葉の遺構・遺物

30-1 トレンチ西部で SB1088 を検出した（図 13）。調査範囲内では SP1019 等の 3 基の柱穴列から構成され、柱間は 1.8 ~ 2m を測る。方位は、座標北から 35° 西偏し、真北・条里方向とも異なる。SP1019 から南東側に柱列は延びないことから、身舎の大半は北側へ延びると考えられる。建物方位は、後述する SD1082 に類似し、29 次 29-3 トレンチにおける SD61 も同様の方位を示す。掘り下げは行っていない

が、3 層下位下面から穿たれることから、7 世紀中葉から末葉の帰属時期を想定しておきたい。

30-1 トレンチ中央で SD1082 を検出した（図 14）。SD1082 は SD1002・SA1080 を構成する SP1058 に切られる。埋没土は上層が 4 層に類似し、下層は黒褐色粘土層で埋没している。上面検出のみで止めているものの、掘り込み面が 4 層の下面であることと、真北や条里を基準としない方位からみて、7 世紀後半代の帰属時期が想定される。

30-3 トレンチ南部で、方形の柱穴 SP3047 が検出された（図 15）。部分的に 3 層上位を除去した 5 層上面において検出しており、柱痕は確認できないが、長軸約 0.7m 短軸約 0.5m の隅丸方形を呈し、方位は真北を基準としたものとなる。埋没土上位から須恵器蓋杯（図 15-32）が出土しており、本遺構は 7 世紀中葉の TK217 型式併行期に帰属すると考えられる。調査範囲内で組み合う柱穴が提示できないが、真北方位を指向していることは注目できる。29-3 トレンチで確認された大型建物 SB01 の帰属時期を推定する有力な資料となる。

8 世紀前半の遺構・遺物

30-1 トレンチ中央において SB1083 を検出した（図 13, 14）。SB1083 は、座標北から 24° 東偏する条里型地割の方位を示す南北棟であり、桁行 1 間梁行 2 間の柱構造をもち、梁行北側に 1 間分の庇が付随する。桁行・梁行ともに柱間は 2.1m である。後出来る SA1080 に伴う SP1058、SD1002、SA1081 に伴う SP1022、1027、1043 に切られる。検出面は 4 層上面である。東側桁行の SP1045 のみ掘り下げを行った。SP1045 は大きく柱抜き取りが行われており、柱のあたりには平瓦片が礎板として転用されている。本建物は、掘立柱建物と考えられるが、礎板転用された平瓦の履歴は不明である。柱抜き取り穴から出土した須恵器皿（図 14-4）や 4 層上面において検出していることからみて、本建物は 8 世紀前半代に機能したものと考えたい。

SB1083 と同時期の遺構として 30-3 トレンチ南部の SP3019、3023 から構成される SA3055 があるが、

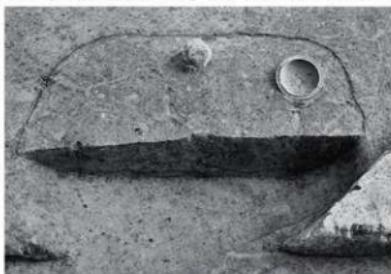


写真 14 30-3 トレンチ SP 3047 西から



写真 15 30-1 トレンチ SA1080・SD1002, 1040 全景 北から

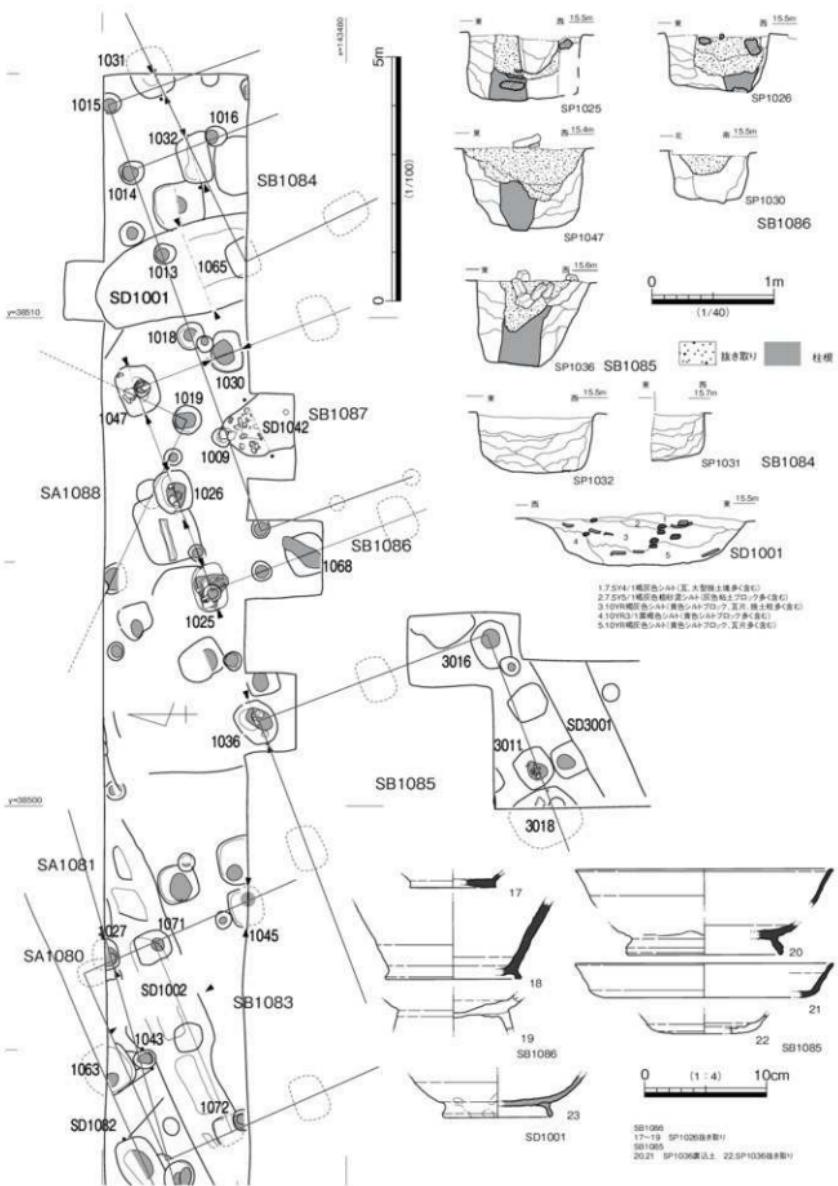


図 13 30-1 トレンチ東部平面・断面・出土遺物

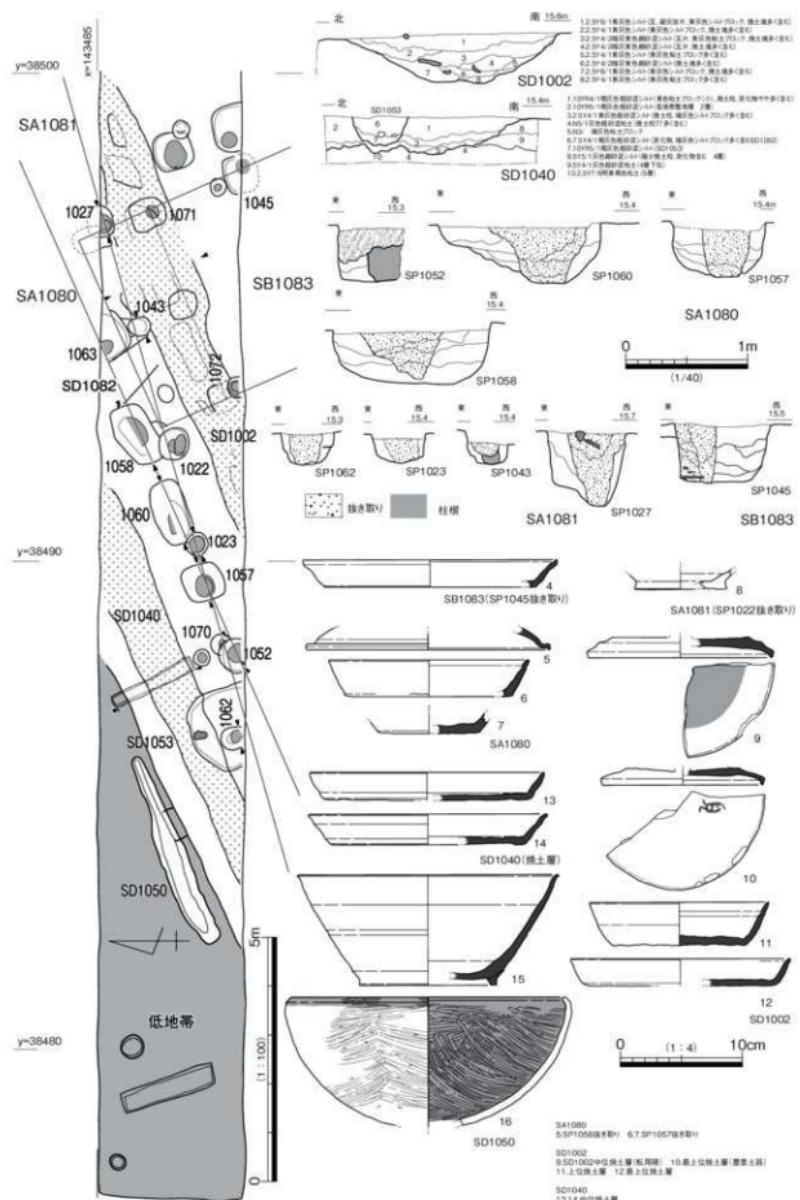


図 14 30-1 トレンチ西部平面・断面・出土遺物



写真 16 30-1 トレンチ SA1080 全景 北西から



写真 17 30-1 トレンチ SD1002 断面 南西から



写真 18 30-1 トレンチ SD1002 瓦出土状況

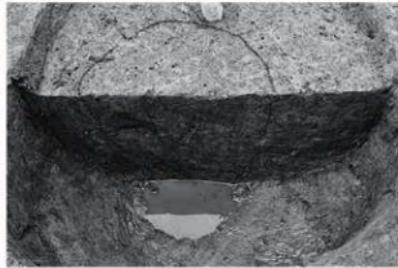


写真 19 SA1080 (S P 1057) 断面 南から

調査範囲内において規模や平面形などを明らかにすることはできない。

本段階は、建物群を囲む施設は調査範囲内で確認されていないが、讃岐国府の出現時期とも関係して、8世紀前半に条里型地割の方位をもつ掘立柱建物の存在が確認された点は重要である。

8世紀後半から10世紀の遺構・遺物

30-1 トレンチ西部で大型柱穴列 SA1080 を検出した(図14)。大型柱穴列は、SP1052.1057.1060.1058.1063によって構成される。方位は座標北から66° 東偏するもので条里型地割に合致する。SP1052のみ直径約28cmの柱痕が遺存し、他のものは大きく抜き取られているため、柱間はやや不正確となるが、1.5~1.8mと推定できる。南北両側に存在するSD1002.1040から完形品を含む28枚入りコンテナ10箱分の瓦が出土しているため、瓦葺の屋根構造をもつ可能性が高い。図14-5~7は出土遺物である。SP1057の抜取穴から出土した須恵器(図14-6,7)は8世紀前半に遡るが、SP1050の抜取穴から出土した須恵器蓋杯(図14-5)は9世紀前葉まで下る資料であり、本遺構の廃絶時期を示していると考えられる。

SA1080の南北両側において同じ方位をもち2条併行する溝、SD1002・1040を検出した。両溝肩部とSA1080の柱穴の距離は、柱痕推定位置から1m、柱穴掘り方から0.5~0.7mである。

SD1002は、東部で3層下位、西部で4層上面から

掘開されており、上面幅1.2~1.4m、深さ0.8~1mの規模をもち、断面形は逆台形を呈する。底面は平坦ではなく、土坑状の座みや複数のテラス面をもちながら東から西へ傾斜し、検出範囲の東西両端で約0.2mの比高差がある。埋没土は小型の焼土塊や5層を超えるとする黄褐色シルトの小ブロックが多く含む暗灰色シルトで一気に埋め戻されている。黄褐色シルトの小ブロックは、築地状の構造物を想定できるような状態ではない。遺物は、上位から下位に均質に含まれており、特に集中する層位はみられない。遺物組成は、丸・平瓦などの瓦を中心に須恵器・土師器・黒色土器の皿・杯などの供膳具がみられる。須恵器蓋は、天井部の回転削りが粗雑なものが目立ち、ナデ調整のまま放置される資料も目立つ資料で、2次調査の5・6層として報告される整地土出土資料に酷似している(佐藤2012)。瓦には軒瓦ではなく、平瓦は凸面格子タタキ、凹面に模骨痕を止めるものが多い。須恵器(図14-9~12)は、転用硯(図14-9)や墨書き認められる(図14-10)などがある。その他の遺物として、凝灰岩片や瓦埠も數点の出土がみられた。須恵器(図14-9~12)の特徴からみて、SD1002は9世紀前葉に廃絶した可能性が高い。8世紀前半のSB1083を壊していくことからみて、8世紀後半から9世紀前葉にかけて機能したと考えられる。

SA1080の北側に位置するSD1040は、北側の掘り方をSD1053によって失うため、詳細な規模は不明とな



写真20 30-1 トレンチ SB1084.1085.1086 全景 北東から
る。低地帯の2層とした整地土との前後関係を明らかにする必要があるが、2層は9世紀以降の敷設時期が想定されるため、北側の溝肩部は存在せず、人為的な落ち込みである可能性も残る。上層は3層上位とした整地土、中位はトレンチ北壁付近では大型の焼土塊によって埋め戻され、下位は細かな焼土粒と炭化物を多く含む黄灰色シルトで埋没している。遺物は瓦を中心須恵器・土師器・黒色土器が含まれる。図14-13.14は、中位の焼土塊中より出土した須恵器であり、形態から9世紀前葉の年代が想定される。上層には9世紀代の遺物が含まれているが、中位の焼土層の段階でほぼ埋没が完了していることから、SD1002と同様に8世紀後半から9世紀前葉に機能したと推定しておきたい。また、兩溝の焼土の在り方は、廃絶時の要因の一つとして火災の発生を想起させるものがある。また、9世紀中葉以降の3層上位とした整地土の敷設にあたって焼土粒が混入する状況も理解できよう。

これらのSA1080、SD1002、SD1040は、位置関係や機能時期からみて、一連の区画施設を構成するものとして捉えることが可能である。30-1トレンチ西部の低地帯と微高地の境に構築されている点や、30-1トレンチ以北では微高地が舌状となり幅を減じていくことなどからみて、本構群は方形区画の北端を示すものと考える。



写真22 30-1 トレンチ SB1086 全景 北から
30-1トレンチの東部でSB1084を検出した(図13)。トレンチ西端からSP1031、1032、1065の3基の方形柱穴が並び、方位は座標北から66°東偏するものあり、前述したSA1080に合致している。SA1080の柱筋から木建物の柱筋までの距離は約9.7mを測る。柱穴列の折り返しを確認していないが、10世紀前半埋没の大型廐棄土坑SD1001の下層において検出したSP1065は他の2基と比較して深度がみられるところから隅柱と想定している。それでも、この3基の柱穴が梁行・桁行のいずれに該当するのかは判断できない。埋没土は、黒褐色シルトのブロックを主体としており、黄褐色シルトの小ブロックの混入状況で数層に細分できる。9世紀中葉以降の遺構埋没土に特徴的な焼土粒はみられない。平・断面ともに柱痕は確認できず、下位の底面付近では細かな互層となる。出土遺物は須恵器・土師器の小破片のみで、時期決定は困難である。SA1080との方位の類似や、埋没土に焼土粒を交えないことから、8世紀後半から9世紀前葉にかけて機能した建物と考えておきたい。

30-3トレンチ南部において、SB1084と同様の埋没土をもつ柱穴列SA3051aを検出した(図15)。SA3051aは、SP3020.3025からなる柱列で、柱穴全体を検出してないが方位は座標北から66°東偏するものあり、SA1080、SB1084と類似する。SA3051bは、SP3039がSA3051aのSP3020に対応する位置にある方形柱穴であり、類似した埋没土をもっていることから組み合う可能性を想定している。現状で両者の関連付



写真23 30-1トレーナーSB1086 (SP 1025) 断面 北から
けは弱いと言わざるを得ないが、周囲に同様の埋没土
をもつ柱穴が存在しないことから、組み合もうとした
て考え提示しておきたい。上面検出のみ行っているが、
柱痕は確認できず、焼土粒も含まれてない。SP3025
の上面より、須恵器蓋杯（図15-29, 30）土師器杯（図
15-31）が出土した。これらの資料が8世紀前半に
納まることと、SA1080やSB1084との関係から、本建
物は区画SA1080内部に8世紀後半から9世紀前葉に
機能したと想定しておきたい。

9世紀中葉から10世紀の遺構・遺物

30-1トレーナー西部でSA1081を検出した。SA1080
は、西からSP1052, 1070, 1023, 1022, 1043, 1027が直線状
に並び構成される。柱筋が座標北から71°東偏する
もので、3層上位上面から掘り込まれている。
多くの柱穴で柱抜取が行われているが、柱痕が遺存す
るSP1043で直径約15cmである。SP1022の柱抜取穴
より土師器杯（図14-8）が出土しており、10世紀
前半に廃絶したと考えられる。上限年代は不明であるが、
9世紀前葉に廃絶するSA1080の柱穴やSD1002を
切ることからみて、9世紀中葉の年代が想定できる
が、これ以上追及する材料がない。SD1053はSA1081
の柱筋と同一の方位をもって北側を併走しており、埋
設土中に9世紀後半から10世紀前半の遺物を含む。
SA1081の柱筋と約2mの間隔を設けているが、両者は
セット関係にあるとみてよい。SA1081は、遺構の切
り合いや出土遺物からみた前後関係からみて、9世紀
前葉に廃絶したSA1080を継承する区画施設と考えら
れよう。

30-1トレーナー西部でSB1085, 1086を検出した。
SB1085は、未調査地を挟んで30-3トレーナー北部で
隅柱SP3016を検出し、南側桁行に隣接して雨落ち溝
SD3001を伴う。両トレーナーともに3層上位の上面か
ら掘り込みを確認している。建物主軸は、座標北から
70°東偏するもので、SA1081, SB1086と同一となり、
SD3001の存在から、東西棟とみてよい。SA1081の柱
筋との北側桁行までの距離は約4.6mを測る。SB1086
との梁行と本建物の北側桁行が合致するため、両者を
同一の建物と捉えていたが、柱間が異なるため、別遺

写真24 30-1トレーナーSD1001瓦・焼土出土状況 南から
構として報告する。

SP1036とSP3016の間隔からみて間に梁行柱穴を1
基想定することが適当であり、梁行は2間とみられる。
桁行は1間のみ確認しており、柱間は梁行で推定2.5m、
桁行で約2.9mを測り、SP1036では桁行の柱間に対応
するように直径31cmの柱痕が確認されている。また、
SP1036, SP3011は埋没土中に焼土粒をやや多く含む
もので3層上位の上面から掘り込まれる遺構の特徴を
もつ。また、柱抜取穴上部に多量の縞や瓦塊を充填し
ており、これらは礎石下部の根石と判断される。掘立
柱建物から礎石建物への変化が窺える。

SP1036の裏込土より出土した遺物には須恵器杯（図
13-20）と須恵器皿（図13-21）がある。須恵器杯（図
13-20）は7世紀後半代、須恵器皿は8世紀後半に
通る。一方、抜取穴から出土した土師器杯（図13-22）
は10世紀前半を示す。礎石建物の変遷を考慮したと
しても、上記遺物が示す時間幅は長く、ここでは帰属
する整地面を考慮し、9世紀中葉に掘立柱建物として
構築され、10世紀前半に礎石建物に変化したものと
考えておく。

SB1085の東側に隣接してSB1086を検出した。
SB1086は、検出状況から南北棟と判断され、建物方
位は、SA1081, SB1085と共に座標北から20°西偏
するものである。掘り込み面は3層上位の上面である。
柱間は梁行・桁行とともに約2.2mであり、梁行の
SP1025, 1026, 1047は、柱抜取穴下位に直径約25~30
cm柱痕があり、焼土粒を多く含む柱抜取穴の上部には
多量の縞・瓦が投棄されている。これは、SB1085と
同様に礎石建物の根石と考えられよう。

SP1026の柱抜取穴から出土した遺物には、須恵器
杯（図13-17, 18）土師器碗（図13-19）があり、
これらは10世紀初頭から前半に比定され、礎石建物
への変遷の時期を推定することができる。一方で上限
年代は不明な点が多いが、3層上位の上面から掘り込
まれていることを考慮し、9世紀中葉から末葉の構築
時期を想定しておきたい。

SB1086の西側で、瓦・焼土を多量に含むSD1001を
検出した。SD1001は構としての略号を与えているが、



写真25 30-3 トレンチ全景 南から

トレンチ北壁付近で収束する胴張りの平面形からみて、大型土坑として捉えたほうが良い。埋没土は数層に細分されるが、全ての層位で燒土塊や炭化物、瓦を中心とした遺物を多く含み、一括して埋め戻された可能性が高い。特に、上位に**大型の焼土塊**が集中してみられた。底面付近にも機能時の堆積層である流入土は認められず、掘開後早期に埋め戻されたと考えられる。出土遺物には灰釉陶器碗（図13-23）があり、10世紀前半代の年代が想定される。共伴する須恵器・土師器にも年代的な齟齬はみられず⁹、10世紀前半に掘開・埋め戻された可能性が高い。瓦は、平瓦を中心としているが、一枚作りで凸面に綱目タタキをもつ焼成不良の資料が目立つ。

西側に隣接するSB1086と同様の年代を示すことから、同建物の廃絶時に使用された瓦が多量に投棄されたと考えられる。また、同様の年代や埋没土、多量の瓦が出土した遺構として、SB1086の身舎内部に位置するSD1042がある。SD1042もSB1086の廃絶に伴って形成された廃棄土坑と考えられる。

30-3 トレンチ北部において、SA3054を検出した（図15）。SP3026の南側で柱列が延びる様子はみられないことから、SP3026を隅柱として西側へ折り返す平面プランが想定でき、SP3043.3026の柱筋は座標北から24°西偏するもので、条里型地割の方向に合致



写真26 30-3 トレンチ SA3051 b (SP3006) 断面 北から



写真27 30-3 トレンチ SA3051a (SP3045) 据付 北から

写真28 30-3 トレンチ SA3052 (SP3005) 磁板石 北からしている。柱痕は確認できず⁹、SP3026から9世紀前半の遺物が出土している。1間分のみの検出に止まっており、詳細は今後の調査に委ねられる。

30-3 トレンチ南部では、3層上位の上面から掘り込まれるSA3051abが検出された（図15）。SA3051bは、座標北から70°東偏する方位で大型柱穴 SP3006.3008が約3mの柱間をもって並ぶ。SP3006は柱の抜取が行われ、柱底下位の底面付近には平瓦片が磁板状に敷き詰められていた。また、抜取穴の上部には磁石の根石とみられる中型礫が投棄されている。この中型礫は磁石下部の根石と考えられる。SP3008は西へ傾斜する掘方をもち、柱抜取穴が焼土・炭化物を多く含むシルトのブロックで埋め戻される。

SA3051aは、SA3051bのSP3006に対応する位置にある大型柱穴であり、上面に据付とみられる多量の平

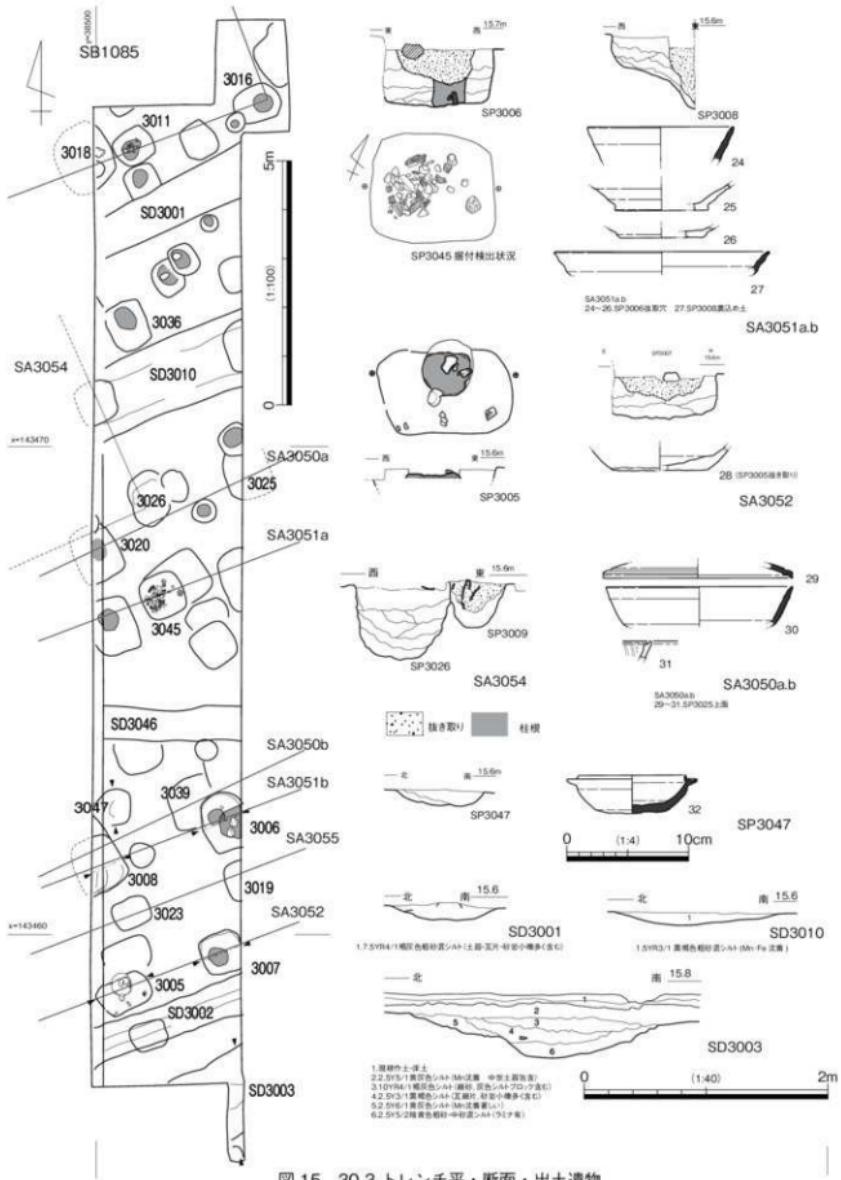


図 15 30-3 トレンチ平・断面・出土遺物

瓦片と砂岩礫がみられた。柱列が折り返す状況は確認できていないが、柱穴上部の据付の状況などを積極的

に評価し、両者は組み合うものと考え提示しておく。

土した須恵器杯（図15-24）土師器杯（図15-25, 26）、SP3008の裏込土からの須恵器皿（図15-27）がある。SP3006抜取穴からの出土遺物の中で時期的に後出する資料は土師器杯（図15-25, 26）であり10世紀前半の年代が想定される。従って、本建物は、10世紀前半に礎石建物に変容したと考えられる。上限年代を示す良好な遺物は得られなかつたが、同様に掘立柱建物から礎石建物への変化を示すSB1085やSB1086を参考にすれば、9世紀中葉の可能性が高い。

SA3051bの南側においてSA3052を検出した（図15）。SA3052は、SP3005.3007が座標北から70°東偏する方位で並ぶ柱列であり、北側で対応する柱列がみられないことから南側へ身舎が広がる推定される。現状で南北・東西棟のいずれかを判断する材料はない。SP3005は扁平な安山岩の礎板石をもつ。礎板石上面には、柱のあたりによる直径約30cmの変色部分が看取される。調査では柱抜取穴のみ掘り下げており、10世紀前半とみられる土師器杯（図15-28）や平瓦片が出土した。SP3007は柱抜取穴が明瞭に視察されたが、その下部において柱痕を確認することができなかつた。組み合はSP3005の礎板石のレベルを参考にすると、柱材の抜取と同時に礎板石を取り去られたと解釈できる。

SP3005の抜取穴から出土した土師器杯（図15-28）の年代観から、本建物は10世紀前半に廃絶した



写真29 30-2トレンチ全景 北から

ものと推定できる。上限を示す資料は乏しいが、本建構ではSB1085, 1086, SA3051のように掘立柱建物から礎石建物化する様相がみられないことから、構築が9世紀代に遡ることはないだろう。

30-3トレンチ北部のSD3010は、座標北から70°東偏した方位を示し、10世紀前半の土器を含む。周辺の同時期の所産と推定されるSB1085やSA3051と関連をもつものとみられるが、調査範囲内での性格付けは難しい。

11世紀から12世紀の遺構・遺物

30-1トレンチ東部でSB1087を検出した（図13）。SB1087は座標北から70°東偏する方位をもつ東西棟の掘立柱建物であり、梁行2間以上桁行4間の柱構造をもち、東側の梁行に庇が付随している。柱穴の平面形は、直径約50cmの中型の円形を呈するものが多用されており、10世紀以前の建物と明らかに異なる。北側桁行のSP1009には上面には安山岩の割石が置かれ、東側梁行SP1016は平瓦片が根石状に転用されていた。出土遺物には11世紀の土師器が含まれる。SB1087周辺の円形柱穴も当該期の所産とみられるが、建物復元に至らなかつた。

30-3トレンチ南部でSD3003を検出した（図15）。SD3003は、上面幅1.6mを測り条里型地割に合致した東西方向の溝であり、中位に平瓦片や砂岩躰の集積がみられた。出土遺物には、11世紀以降に下る土師器が含まれている。

30-3トレンチ中央部において真北方位を基準とした東西溝SD3046を検出している。出土遺物に完形の状態の11世紀末葉から12世紀の土師器が含まれておらず、本段階に帰属するのは明らかである。面的な広がりを確認している訳ではないが、古代末葉段階にも真北方向の遺構が存在することは、今後の調査においても注意が必要である。（信里）

2. 30-2トレンチの調査成果

30-2トレンチは、29-3トレンチの真北方向を基準とした大型建物SB01に伴う区画施設、建物の検出と、微高地の北側斜面部を確認することを調査目的



写真30 30-2トレンチの微高地北側斜面 南西から

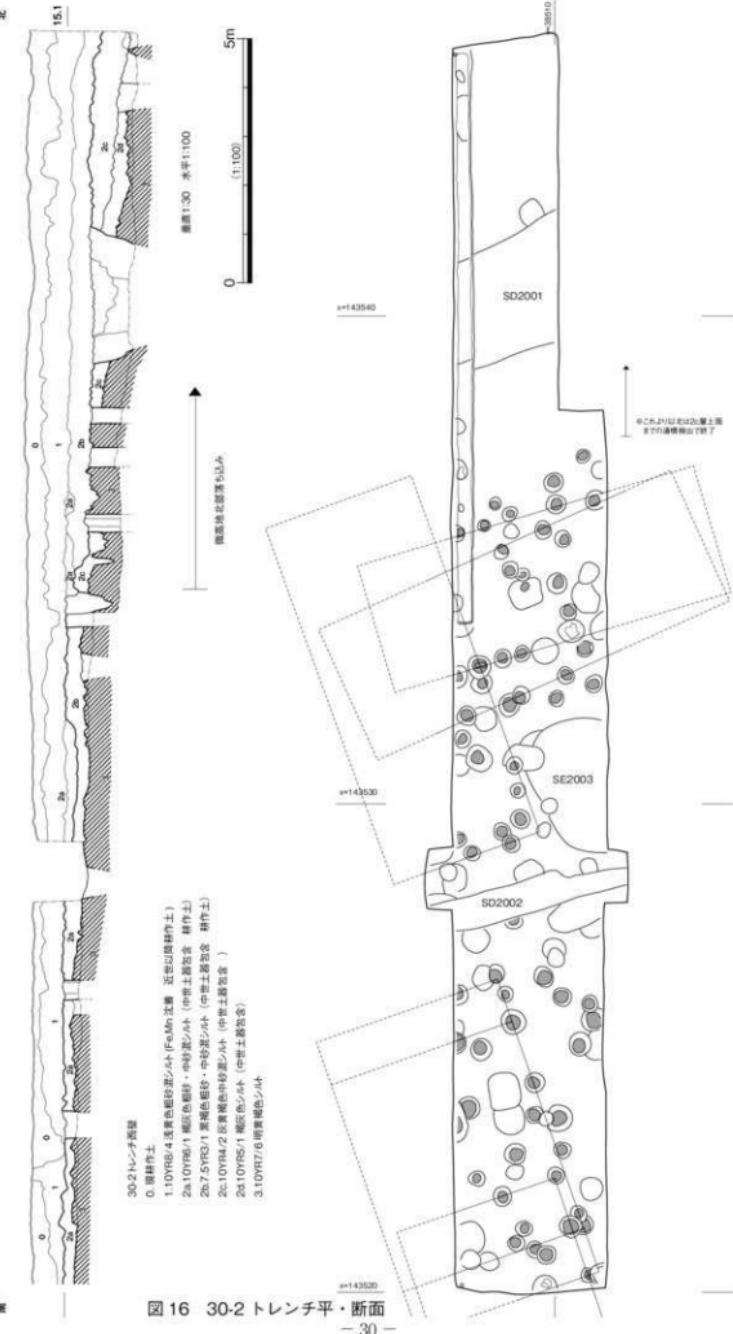


図 16 30-2 ドレンチ平・断面

として設定した（図16）。調査の結果、微高地北側斜面に相当する落ち込みを確認したもののSB01に伴う遺構は確認できず、讃岐国府末期の12世紀から13世紀の建物群を中心とした遺構群を検出した。また、30-1.3トレーナーにおける調査に追われ、遺構検出と土層観察・図化による地形環境の確認を行い調査を終了した。

基本層序と地形

トレーナー南部では、ほぼ耕作土直下に希薄な遺物包含層である2a層が分布し、その下位に弥生時代以降の基盤層である3層の明黄褐色シルトが存在する。この3層は、30-1.3トレーナーの5層に対応するものである。2a層と5層上面と層境は明瞭であり、2a層形成時に5層上面が大きく削平を受けている可能性が高い。2a層の形成年代を示す良好な遺物はみられないが、2a層を切り込んで12世紀から13世紀の柱穴が掘り込まれていることからみて、トレーナー南部の微高地上面の削平年代は12世紀に遡ると考えられる。トレーナー中央から北部では3層が北へ傾斜していくとともに、2b~2d層とした遺物包含層が現われる。この落ち込みは、開法寺から北東に延びる微高地の北側斜面に相当すると考えられる。

西壁断面では2b~2d層の上面から柱穴を中心とした遺構が掘り込まれる状況が看取できるため、2d~2d層は、後述する屋敷地の更新にともなって敷設された整地土と捉えることができる。調査では、2a.b層の除去まで行っており、これより下位の調査には至っていない。

12世紀から13世紀の遺構・遺物

条理型地割の方向を示すトレーナー南部のSD2002、北部のSD2001を基軸として柱穴群が展開する。詳細な年代は今後の課題となるけれども、SD2001は規模からみて建物群（屋敷地）を区画する機能、SD2002はその中を細分する小溝と考えられる。現状で5棟の建物を想定しているが、建物主軸には振れ幅が認められる。西壁断面でみられたように2aと2b層からの掘り込まれた柱穴が混在していることが影響しているとみられる。方位を少しずつ変えながら建物群が更新されたと考えられよう。SE2003は、規模や平面形からみて井戸と考えられる。既往の調査においても複数の調査地点において建物群と井戸をセットで検出されており、それぞれが屋敷地として完結した単位をもつことを今回の調査においても追認したこととなる（佐藤2012）。

佐藤竜馬2012「讃岐国府周辺における土地利用形態－発掘調査成果からの素描－」『香川県埋蔵文化財センター研究記要録 特集讃岐国府を考える』香川県埋蔵文化財センター

第3章 29・30次調査のまとめ

29・30次調査は、国府城南部における調査となつたが、7世紀から13世紀まで継続する遺構群が検出され、讃岐国府の変遷を跡付ける大きな知見が得られた。遺構・遺物の主要時期となる7世紀中葉から13世紀までの遺構変遷を提示し、今後の讃岐国府の調査研究に備えておきたい。

1.7世紀中葉から末葉（図17）

微高地を中心に建物が点在する。29-3トレーナーの大型建物SB01や29-1トレーナーのSA01など真北を基準とした建物がみられるが、その一方で29-3トレーナーSD61、30-1トレーナーSD1082などの溝やSA1088など、真北方向や後に施工される条里型地割どちらにも属さない遺構も存在する。真北方向の一群は、TK217型式併行期を中心しているようであり、その前後で集落の方位性が変化している可能性が高い。SD61等の一群の遺構の形成時期については、30-1トレーナーの層位関係からみて、8世紀以前とみられるが、詳細な形成時期については、今後の課題となる。また、北側へ約150m離れた6次調査地点においても両者は確認されていることから、一定の広がりをもって集落が展開していることが予測される。真北方向・条里方向のいずれにも属さないSD61等の一群は、SD61が29-3トレーナーで真北を基準とした方形柱穴に切られることなどから、TK217型式併行期に先行する可能性がある。しかし、讃岐国府ではTK209型式併行期以前の古墳時代の集落遺構は知られておらず、7世紀中葉を大きく遡る時期を想定するのは困難である。

讃岐国府及びその周辺では、古墳時代後期に集落形成が確認されていない地域だけに、突如として出現した観のあるこれらの集落は、隣接する城山城の築城推定期代と合致する可能性があり、その機能について更に調査を進めていかなければならぬ。

2.8世紀前半（図17）

微高地上的30-1トレーナーSB1083・SA3055、微高地西側の低地に29-2トレーナーSD31などの遺構が展開する。現状で微高地上のSB1083・SA3055に伴う区画施設はみられず、遺構密度も希薄にみえるが、30-1・3トレーナーでは4層上位までの掘り下げを行っていない箇所も多く存在するため、詳細は今後の調査に委ねられる。しかし、条里型地割に合致する建物群が出現している点は注目できる。条里型地割の方位は、若干の振れを伴ながらも讃岐国府の全時期の基準となるものであり、讃岐国府の設置の年代も本時期に求められよう。また、南海道の敷設や綾川下流域の条里施工の年代とも関係することも十分に予測でき、国府周辺を含めた大掛かりな景観の変化があった可能性が高い。

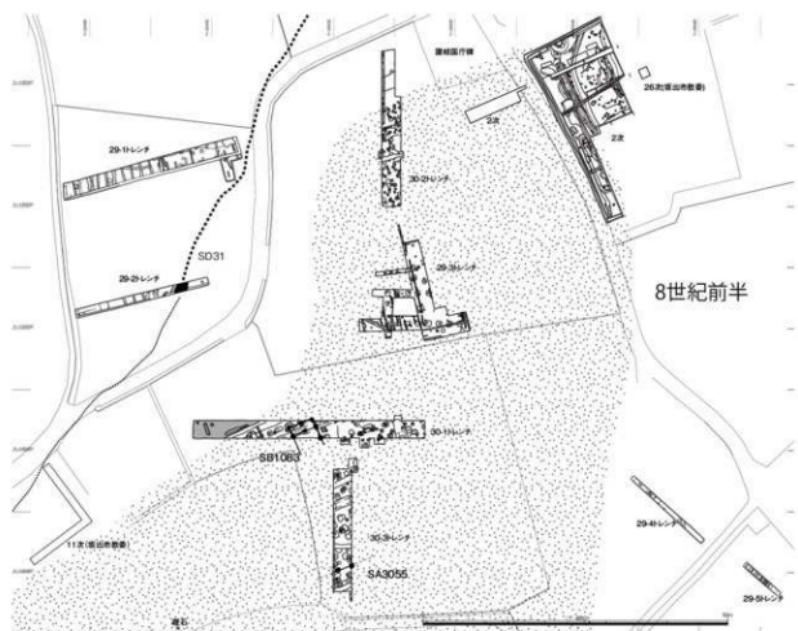
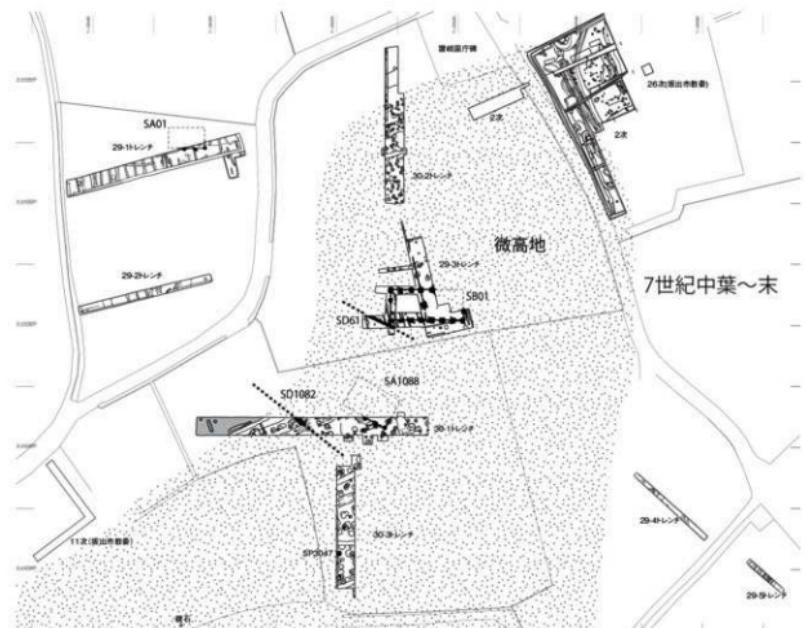


図 17 遺構変遷 1

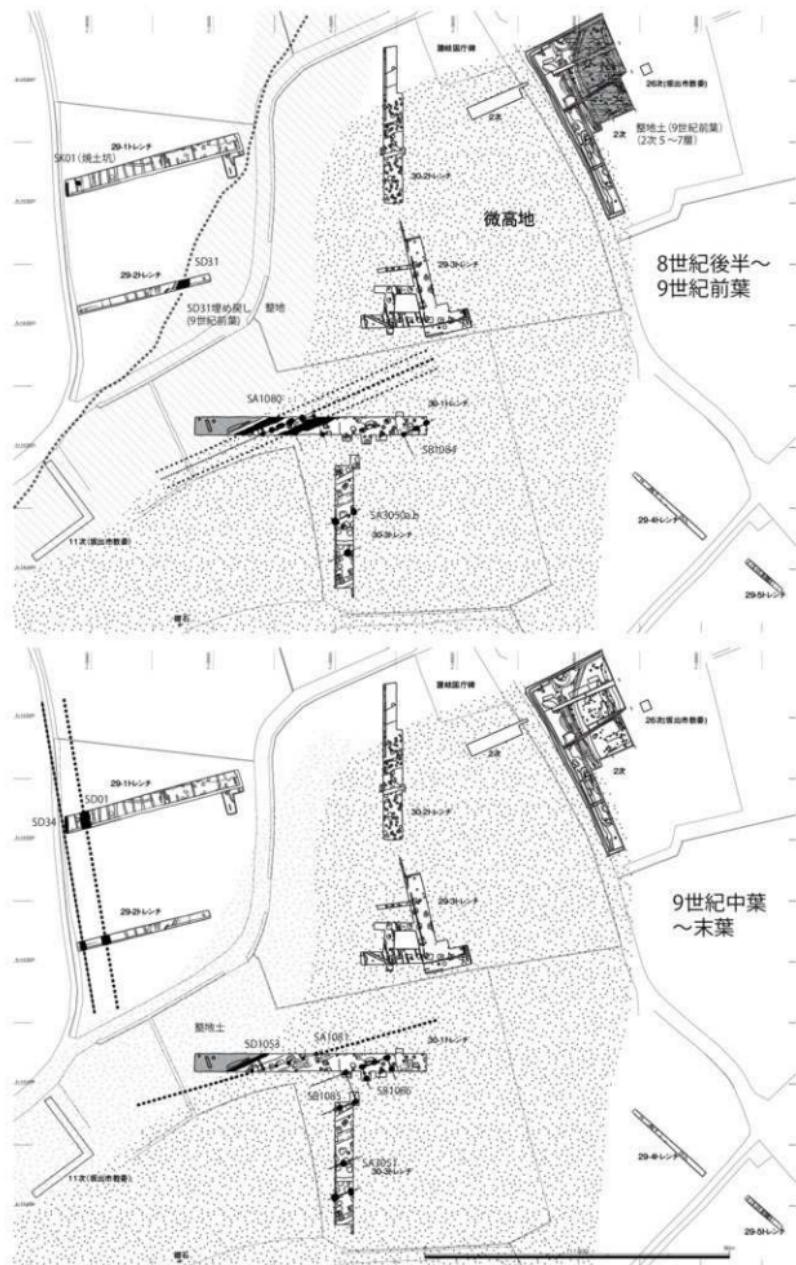


図 18 遺構変遷 2

29-2トレンチSB31は護岸施設を伴う溝であり、微高地の縁辺部に沿った形で29-1トレンチをかわし北東方向の7次調査地へ流下する。上流側となる南西方向には29-2トレンチから約80m離れて開法寺僧坊が存在する。灌漑水路とみるには木製護岸を伴う点に留意するが必要があり、SB1083等の微高地上の建物群の出現と時期的に符合する点を踏まえると、微高地の高燥化を意図して掘削された排水路であると考えられる(佐藤2012)。この点は、開法寺の創建年代とも深く関係しており、今後の調査研究が求められる。

3.8世紀後半から9世紀前葉(図18)

30-1トレンチSA1080、SB1084、30-3トレンチSA3050などの遺構が展開する。SA1080はSD1002・1040を伴い条里型地割に合致した東西方向に構築される。SA1080は方形区画に伴う閉鎖施設であったことは明らかで、瓦葺の屋根構造であったと考えられる。駅屋を除く地方官衙で堀を含む瓦葺建物群は国府には限定され、国府域内でも国庁を中心とした中心国衙施設に採用されている(志賀2003)。また、SA1080によって構成される区画施設の位置を推定するためには、SA1080が微高地縁辺部をかすめるように設置されている点に十分注意する必要がある。仮に検出地点より北側に構築した場合には、微高地の幅が舌状に狭まるため十分な区画の面積を確保することができない。30-1トレンチ西部の低地と微高地の境界に構築された意図は、微高地南側に大規模な区画を設けようとしたことにあると考えられる。SA1080は検出位置は、このような場合の設置の限界線と考えられる。SB1084・SA3050の存在を合わせて考えると、SA1080は方形区画の北辺を構成する掘立柱堀と考えたい。区画の規模については、確定する発掘調査資料に乏しい。現時点では、西方に位置する開法寺や微高地の推定範囲から、約70m四方の空間占有を想定しておきたい。区画内となるSB1084・SA3050は平面形・規模の把握とともに十分ではない。しかし、SA3050は柱間が約3mと長く大型建物となる可能性が高い。また、SA1080に瓦葺を想定した場合に区画内部の建物の屋根構造が問題になる。遺構埋土の半裁を行ったSB1084や上面検出に止めたSA3050は、礎石は遺存せず、柱痕の存在も確認できなかつた。礎石下部の掘込地形とも考えられるが、詳細は今後の調査において明らかにする必要がある。

30-1・3トレンチの方形区画と遺構群は9世紀前葉に廃絶している。SA1080に伴うSD1002・1040には焼土が多く含まれており、火災等の発生が廃絶の要因となった可能性もある。

この微高地上の区画施設周辺においても、この9世紀前葉の廃絶に関係する動きがみられる。微高地西側の低地に位置する29-2トレンチのSD31は9世紀前葉に埋め戻され、微高地東斜面に相当する2次調査地

においても整地が行われている(香川県教委1982、佐藤2012)。また、2次調査地の5・6層とされる整地層には焼土・炭化物が含まれるなど層相が類似し、出土した土器群は30-1トレンチSD1002・1040出土資料と帰属時期や組成において共通している点は重要である。微高地南部での方形区画の廃絶に連動して、微高地北部の縁辺部や周辺の低地部に土地造成の動きが看取されるのである。この土地造成は次の段階である9世紀中葉から10世紀前半の造営形成に繋がっていく。

4.9世紀中葉から末葉(図18)

微高地南部では、前段階のSA1080の廃絶後、SA1081が構築される。SA1081は、条里型地割を基本とするものの、若干方位を違える。また、柱掘方はやや小振りであり、前段階と比較して規模・構造ともに簡略化した様相を示す。この点については、微高地北部の新たな方形区画の形成との関係で捉える必要がある。方形区画規模については、復元する資料に乏しいが全段階と同様の規模を想定しておきたい。

SA1081に伴う方形区画の内部には、SB1085・1086・SA3051等の掘立柱建物が構築されている。SB1085・SA3051は東西棟、SB1086は南北棟とみられ、柱穴下部には、直径約30cmを超える柱痕が確認されているため、掘立柱建物であったことは明らかである。柱穴・柱痕規模からみて大型建物になることは十分に予測できるが、全体規模や方形区画内部の配置については、前段階と同様に今後の調査課題となる。

微高地北部では、前段階に微高地西側・東側の低地が整地されることを受け、29-1・2トレンチSD01・34が構築され、新たな方形区画が形成される。SD01・34の間には、掘り込み地業を伴う整地土(築土)が残存しており、南北方向の築地の存在が想定できる。また、30-1トレンチSA1081と同様に条里型地割を基本としながらも、若干の振れ幅をもっている。SD01・34に伴う南北方向の築地に対応する北辺の構造物は、7次調査で確認された築地遺構(SD010・014)がある。両者の接続部は確認されていないが、出土した瓦の様相や遺物の年代は29-1・2トレンチSD01・34と符合しており、組み合う可能性は極めて高い。区画東辺の閉鎖施設や内部の建物配置の追求は今後の課題となる。29-3トレンチで確認された条里型地割の方向をもつ柱穴群は、建物復元が行えていないが、本段階に帰属する可能性がある。

5.10世紀(図19)

9世紀中葉から末葉の二つの方形区画は踏襲されている。微高地南部のSA1081に伴う方形区画内部の建物群(SB1085・1086・SA3051)は礎石建物へ変容する。SA3052などの建物が新たに構築されるが、建物構成に大きな変化はみられない。29-1・2トレンチSD01や30-1トレンチSA1081の年代観から、二つの方形区画と建物群は10世紀前半には廃絶した可能性が高い

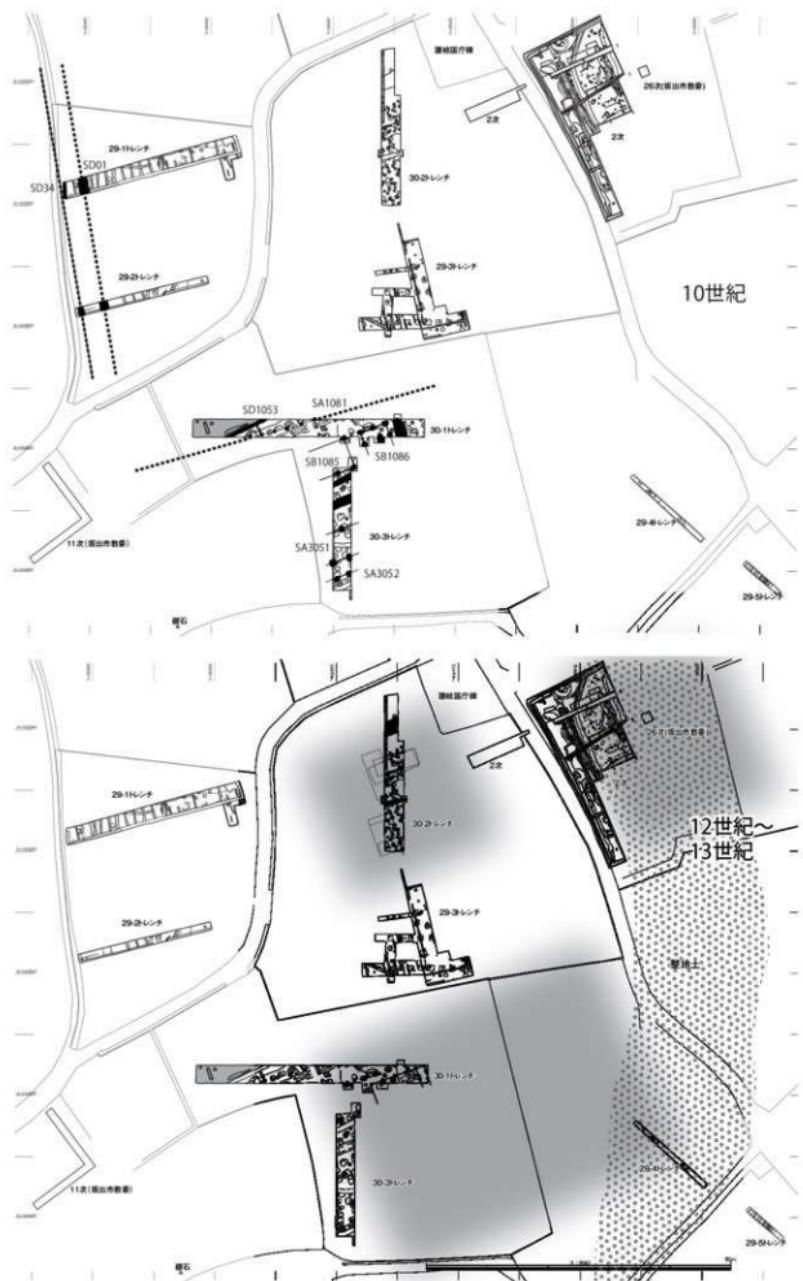


図19 遺構変遷3

い。廃絶に伴って形成された大型土坑 30-1 トレンド SD1001, 1042 には、大型の焼土塊や炭化物が多く含まれている。建物群の廃絶の要因には、火災等の発生が想定できる。

6. 12 世紀から 13 世紀（図 19）

10 世紀の区画・建物群の消滅後から 11 世紀にかけて、29・30 次調査の対象となった微高地土での遺構形成は希薄となる。北方の 6・7・16 次調査ではこの段階の遺構・遺物が多く確認されており、国府内の施設の移動が行われた可能性も想定しておくべきと考える。

12 世紀には 29-4 トレンドや 2・26 次調査地において微高地東側斜面に大規模な整地を行っており、その後、複数の屋敷地が点在する景観が展開する。30-2 トレンドの層位関係や 29-4 トレンドの整地土単位 2 から出土した多量の瓦から、微高地土上の削平も同時に行われている。30-2 トレンドの溝や柱穴群の広がりから推定では、各屋敷地は約 30~40m 四方の規模をもって点在している。また、各屋敷地には

井戸を伴っており、完結した単位であったとみられる。この状況は、既往の調査で国府全域において確認されており、特に東側への遺構形成の広がりが顕著となる（佐藤 2012）。

大型の方形柱穴の消滅や複数の屋敷地が密集する景観への変化など、8 世紀前半から形成された官衙スタイルの廃絶が顕著であり、本段階に大きな変化があつたことが予想される。13 世紀まで継続する屋敷地群の評価は国府末期の機能を考える資料として重要であり、今後の報告書作成においても重要な課題となろう。

佐藤竜馬 2012 「讃岐国府周辺における土地利用形態—発掘調査成果からの素描—」『香川県埋蔵文化財センター研究紀要』特集讃岐国府を考える』香川県埋蔵文化財センター

志賀 崇 2003 「瓦葺建物の比率と時期」『古代の官衙道路 I 遺構編』独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所

ふりがな	へいせい 23・24 ねんど	かがわくないせいさはくつちょうさ きぬきこくふあとはくつちょうさがいはう	
書名	平成 23・24 年度香川県内遺跡発掘調査 調査国跡発掘調査概報		
編著者名	信里芳紀 西村泰文		
編集機関	香川県埋蔵文化財センター		
所在地	〒 762-0024 香川県坂出市府中町南谷	TEL0877-48-2191 FAX0877-48-3249	
発行機関	香川県教育委員会		
発行年月日	平成 25 年 12 月 20 日		
総頁数	目次 1	本文 36	挿図枚数 19 写真枚数 30
所取遺跡名	コード(市町村)	北緯 東経	
讃岐国府跡	香川県坂出市府中町本村	37°03'33" 133°55'03"	
調査期間	調査面積	調査原因	
29 次 H23.11.5 ~ H24.3.22	29 次 253m ²	遺跡内容確認調査	
30 次 H24.11.5 ~ H25.3.15	30 次 253m ²		
所取遺跡名	種別	主な遺構	主な遺物
讃岐国府跡	官衙	古代～中世	大型建物・掘立柱構造 須恵器・土師器・黑色土器
		目的	
古代 7 世紀中葉の正方位を基準とした集落から、8 世紀から 13 世紀までの讃岐国府に関係した遺構を確認。8 世紀から 10 世紀は、掘立柱解によって囲繞される方形区画である。方形区画の詳細な規模は今後の検討課題であるが、瓦葺建物を伴うことから、讃岐国府における中心的な国衙の可能性が高い。			

平成 23・24 年度 香川県内遺跡発掘調査

讃岐国跡発掘調査概報

平成 25 年 12 月 20 日

編集 香川県埋蔵文化財センター

〒 762-0024 香川県坂出市府中町南谷

TEL0877-48-2191 FAX0877-48-3249